【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月25日
【計算期間】	第23期（自　平成21年4月7日　至　平成21年10月5日）
【ファンド名】	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン　Aコース(為替ヘッジあり) ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン　Bコース(為替ヘッジなし)
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　土岐　大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部　山﨑　誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03－6437－6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主としてゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、米国株式市場へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

本ファンドは追加型投信／海外／株式／自動けいぞく投資可能です。詳しくは下記をご覧ください。

商品分類

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 （　　）

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	<Aコース>あり（フルヘッジ） <Bコース>なし	日経225 TOPIX その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型絶対収益追求型 その他 （　　）

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・その他資産（投資信託証券（株式））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・北米・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

・<Aコース>為替ヘッジあり（フルヘッジ）・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるも

のをいいます。

・<Bコース>為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp）に掲載されておりますので、ご覧ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「アメリカン・オープン」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「(2) ファンドの仕組み ２．ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c．受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、ＡコースおよびＢコースの合計で金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

＜本ファンドの特徴＞

(a) ファンドのポイント

１．米国株式市場への分散投資を行います。
２．計量的なアプローチによる付加価値の獲得をめざします。
３．為替ヘッジを行う（為替リスクを低減する）コース（Ａコース）、為替ヘッジを行わないコース（Ｂコース）の選択ができます。＊
４．ファミリーファンド方式で運用を行います。

＊ Ａコース…為替ヘッジにより円／米ドル・レートの変動によるリスクを低減することを目的としています。（ただし、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。）
Ｂコース…米国株式市場の損益に加え、為替レートの変動の影響も受けます。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(b) ファンドのベンチマーク＊

・Ａコース…Ｓ＆Ｐ500種株価指数（円ヘッジ換算ベース）
・Ｂコース…Ｓ＆Ｐ500種株価指数（円換算ベース）
（いずれも委託会社にて換算）をベンチマークとしています。

＊ ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

Ｓ＆Ｐ500種株価指数とは…
米国全市場の全業種から選ばれた主要500銘柄で構成された株価指数です。全業種の主要銘柄をカバーしているため、米国市場全体の動きを示す指数として用いられています。

(c) 世界経済をリードするアメリカ

株式投資を考える時、世界の成長市場に目を向けることも重要なポイントです。
情報通信革命（ＩＴ革命）の進展、新興企業の隆盛、株主重視の企業経営などで、アメリカは世界経済をリードしてきたと考えられます。
アメリカは経済やインフラなど、さまざまな観点から見て高い競争力を有しています。

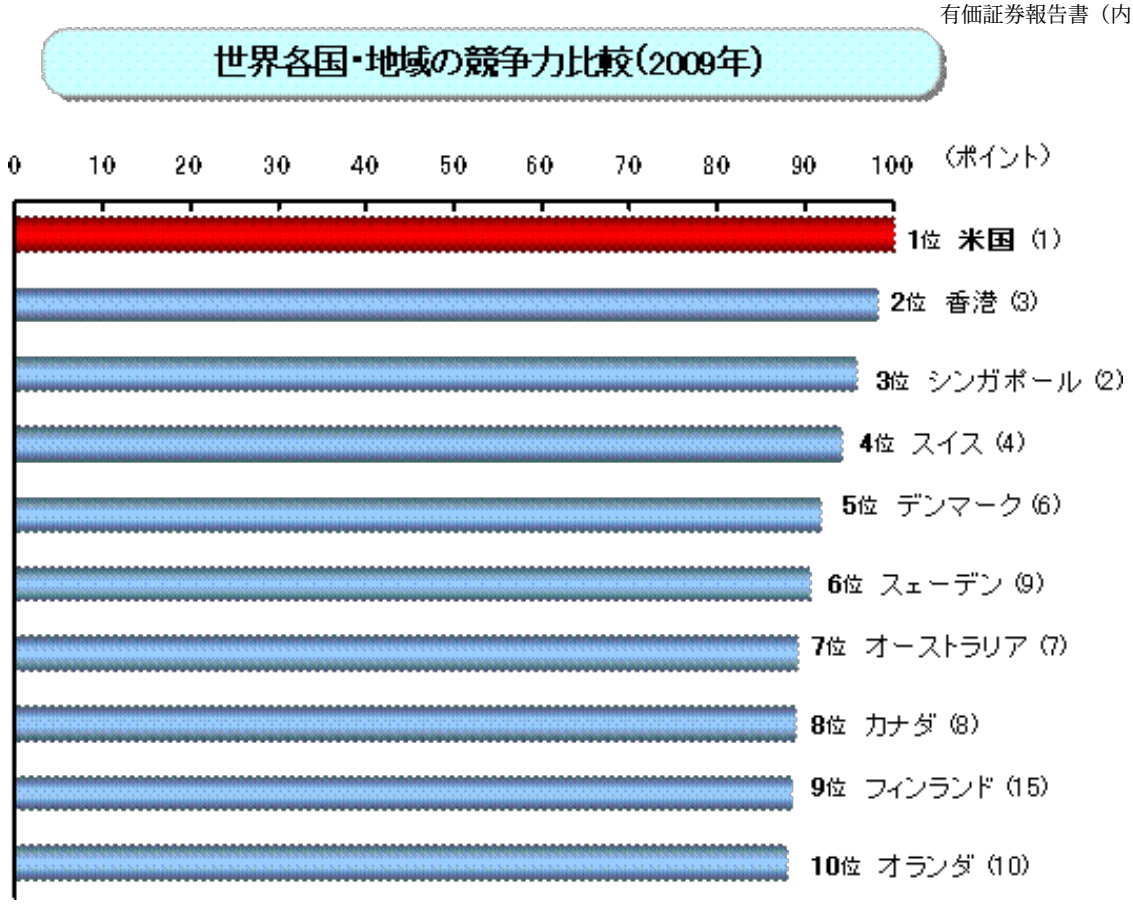

（ ）内は前年の順位。

（注） 上記は、スイス経営開発国際研究所（ＩＭＤ）が各国・地域の競争力を、経済、企業経営、政策、インフラなどの約330項目で採点し、そのポイントを合計してランク付けした国・地域のランキング10位までを示しています。

（出所：スイス経営開発国際研究所（ＩＭＤ）「World Competitiveness Yearbook」）

(d) 巨大な株式市場を持つアメリカへの投資

巨大な株式市場を持つアメリカ。世界には様々な株式市場がありますが、アメリカの株式市場の大きさは、世界の株式市場の約半分をも占めるに至っています。

代表的な世界株式指数であるＭＳＣＩワールド・インデックスを例にとっても、米国株式が占める割合は世界株式の時価総額の約半分になっています。

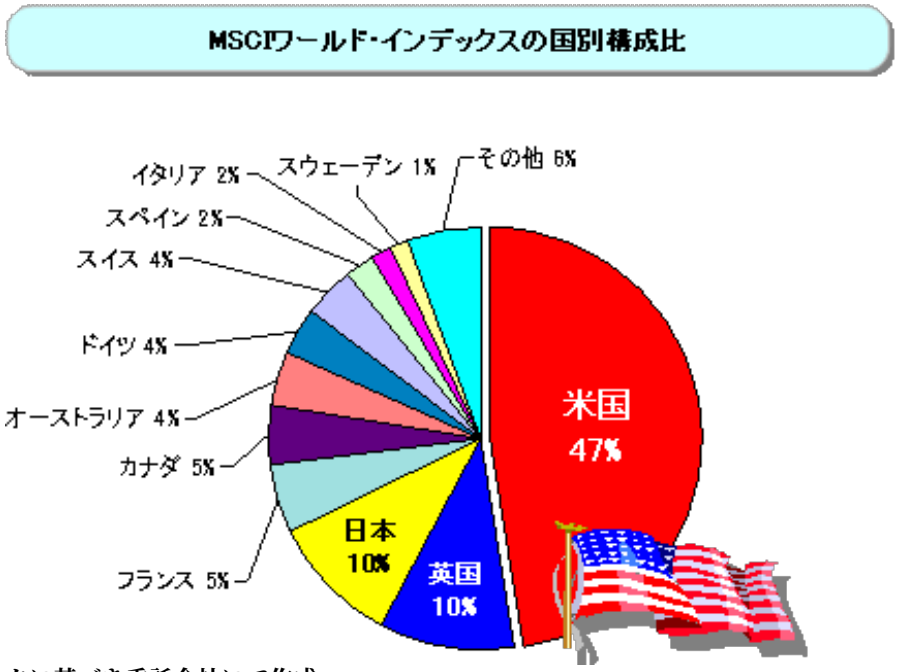

MSCIのデータに基づき委託会社にて作成。
2009年10月末現在。時価総額ベース。ドル・ベース。

世界株式の中で大きな比率を占める米国株式への投資は、国際分散投資において重要であると考えられます。

したがって、世界への分散投資でリスクの低減（単一国への投資だけではリスクが高くなる場合があります。）を目指すという分散投資の観点からは、一般的に、例えば、日本株のみ保有し米国に投資をしていない投資家にとっては、ある程度の米国株式投資が有効と考えられます。

世界規模での資産運用を考える時、米国株式への投資は、欠かせない選択肢の一つであると考えます。

(e) ＡコースとＢコース：為替ヘッジを行う（為替リスクを低減する）コース（Ａコース）、為替ヘッジを行わないコース（Ｂコース）の選択ができます。

・Ａコース…為替ヘッジにより円／米ドル・レートの変動によるリスクを低減することを目的としています。（ただし、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。）

・Ｂコース…米国株式市場の損益に加え、為替レートの変動の影響も受けます。

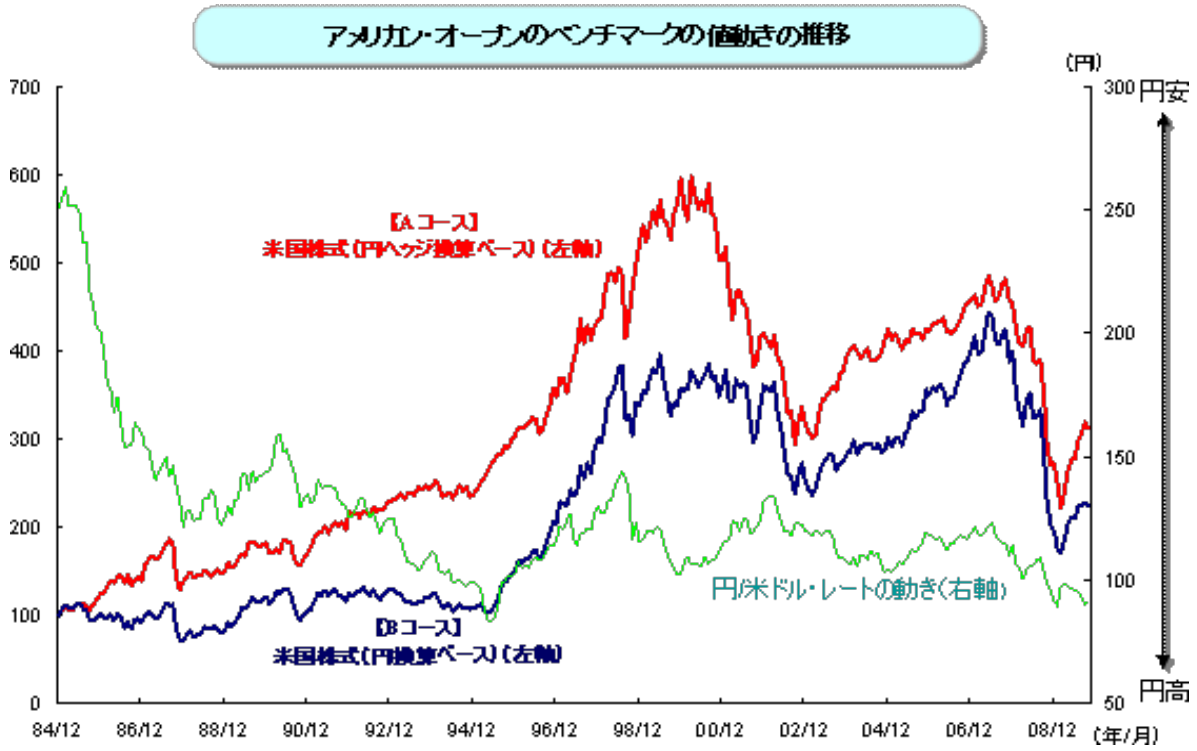

（1984年12月末～2009年10月末）

（上記の米国株式のグラフはS&P500種株価指数を基に円ヘッジ換算ベース・円換算ベースを委託会社にて算出・作成(1984年12月末＝100として指数化)。ヘッジ・コスト相当額として1ヵ月ドルLIBORと1ヵ月円LIBORの金利差を使用。円/米ドル・レートについては、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場仲値を使用。）

一般的な為替動向の影響（為替ヘッジを行わない場合）

円高：円換算した海外資産の価値は下落します。
円安：円換算した海外資産の価値は上昇します。

上記のデータはあくまで本ファンドのベンチマークを含むインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスには直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

（２）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめて各ベビーファンド（Ａコース、Ｂコース）とし、それぞれの資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです(ただし、各ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。)。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。

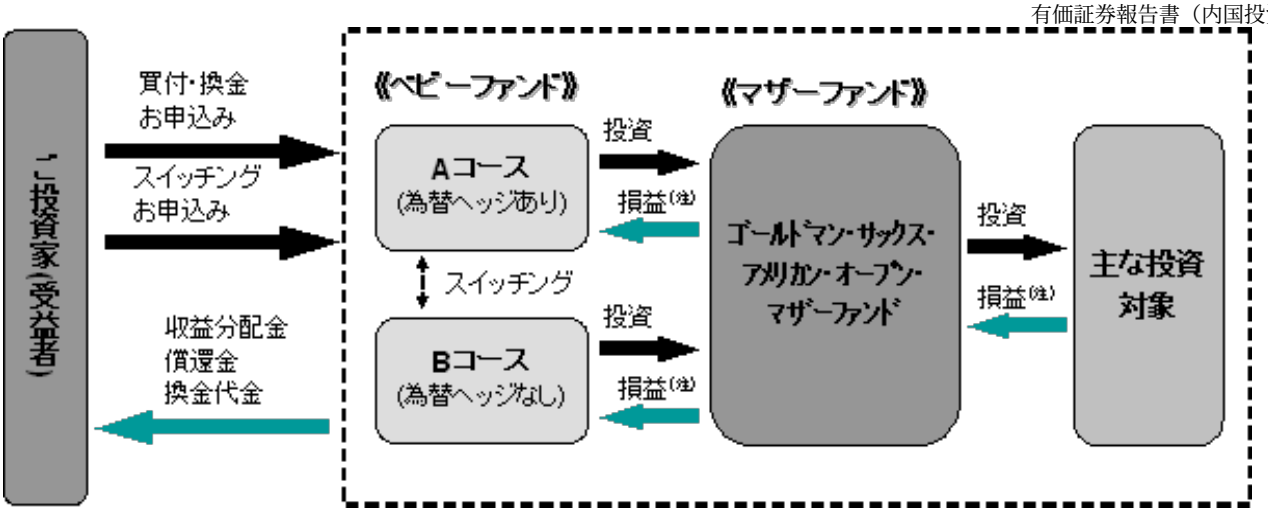

（注）損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2．ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は米国株式および為替の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b．投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「ＧＳＡＭニューヨーク」といいます。））

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より米国株式および為替の運用の指図に関する権限の委託を受けています。

c．受託会社（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人

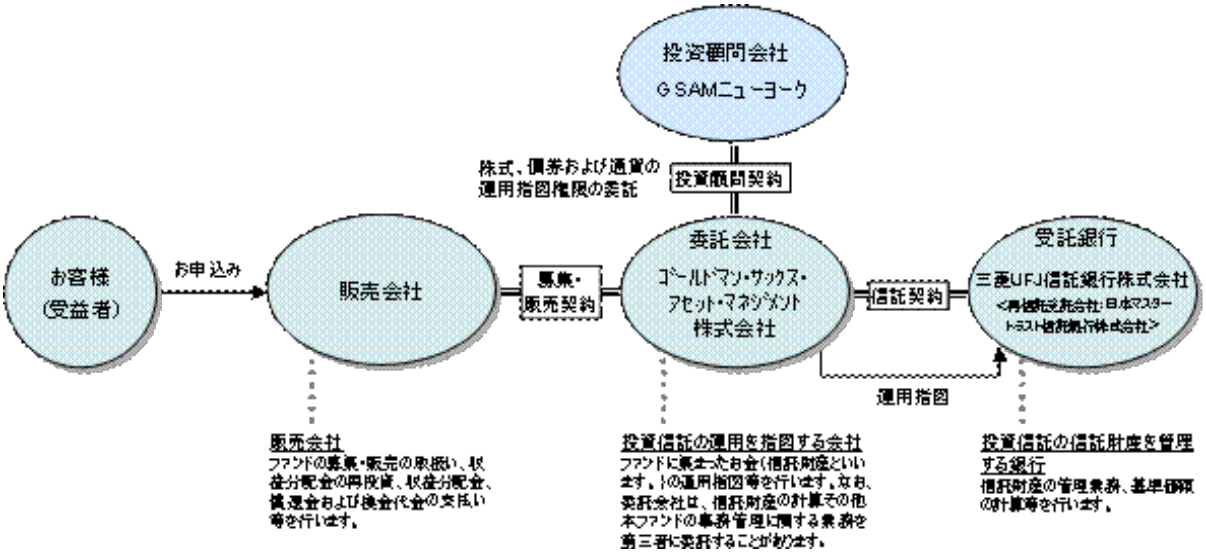

（ご参考）ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引、資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年6月末現在、グループ全体で7,087億米ドル（約68.0兆円*）の資産を運用しています。

＊米ドルの円貨換算は便宜上、2009年6月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝96.01円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

ａ．資本金

委託会社の資本金の額は金４億9,000万円です(本書提出日現現在)。

ｂ．沿革

1996年２月６日　会社設立

2002年４月１日　ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

ｃ．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	所有比率（%）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

本ファンドはマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

原則としてマザーファンド受益証券の組入れ比率は高位に保ちます。

Ａコースでは、実質外貨建資産*については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、Ｂコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

＊ 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c．マザーファンドの運用方針

マザーファンドは、通常の市場環境の下では、米国株式の個別銘柄を中心に投資し、株式等の組入比率を高位に保ちながら、長期的に米国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指し、Ｓ＆Ｐ500種株価指数を委託会社が円換算した指数をベンチマークとします。

個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を計量モデルに取り込むことにより魅力的と考えられる銘柄を発掘し、ベンチマークからのかい離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に対円での為替ヘッジを行うことがあります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（ＧＳＡＭニューヨーク）	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	米国株式および為替の運用	別に定める取り決めに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

d．運用戦略

１．計量モデルによる運用

コンピュータ・モデルを駆使した計量運用 定量分析と定性分析を計量モデルで統合し、リスク管理を重視したうえで、市場全体の動きを安定的に上回るリターンを追求する投資戦略をとります。 広範なユニバース（投資対象銘柄群）から投資対象を選定することで、市場における付加価値獲得の機会を広範な銘柄に求めます。

計量運用における個別銘柄リターン予測

アナリストによる定性的な分析と計量モデルによる定量的な分析をコンピュータ・モデルで統合して運用を行います。

個別銘柄の特性評価では、

・複数の評価基準で
・投資対象となる銘柄をすべて
・日次で
・相対評価

しています。

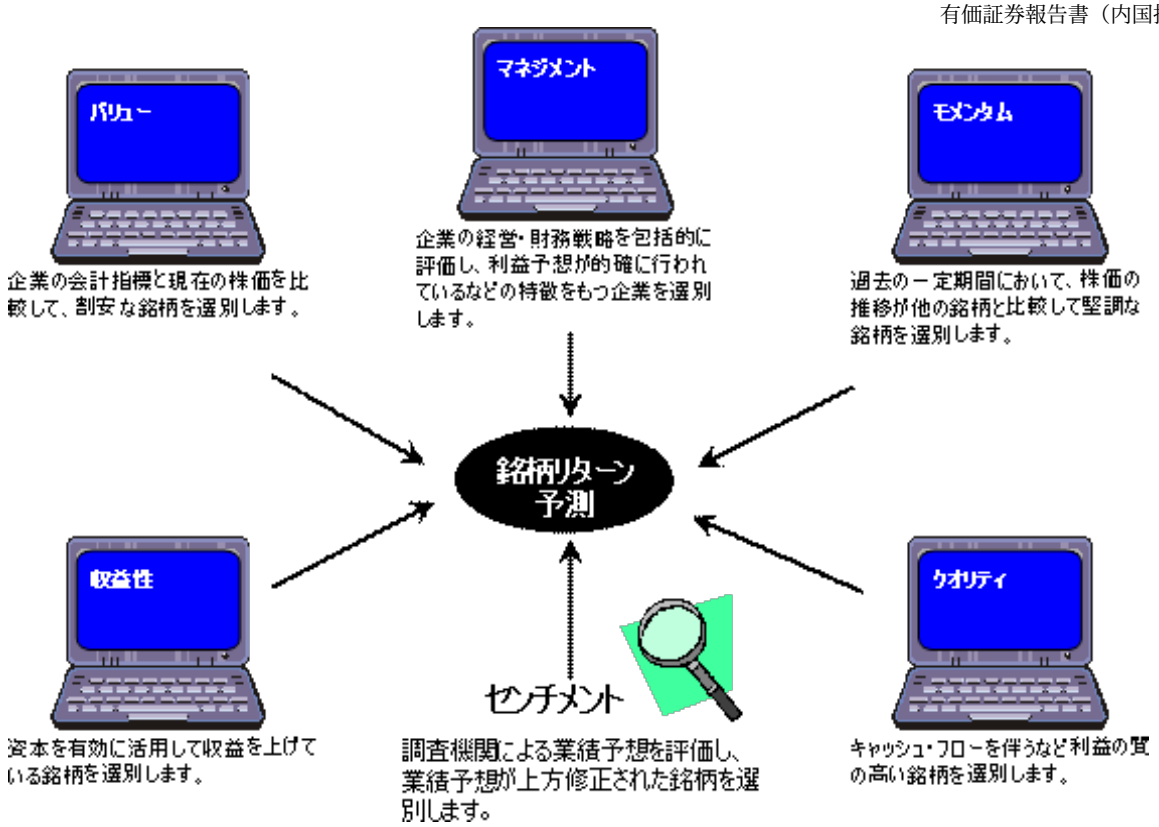

上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

２．運用プロセス

以下のような運用プロセス（個別銘柄選択）を用います。

・経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用しています。

・計量モデルを用いることで、約3,000銘柄に及ぶ多数の銘柄を、複数の評価基準を用いて分析し、これらを基に最も魅力的と思われるポートフォリオを構築します。

・リスク管理を重視することにより、相場環境（成長株相場・割安株相場、大型株相場・小型株相場、上昇相場・下落相場等）によらない付加価値の獲得をめざします。

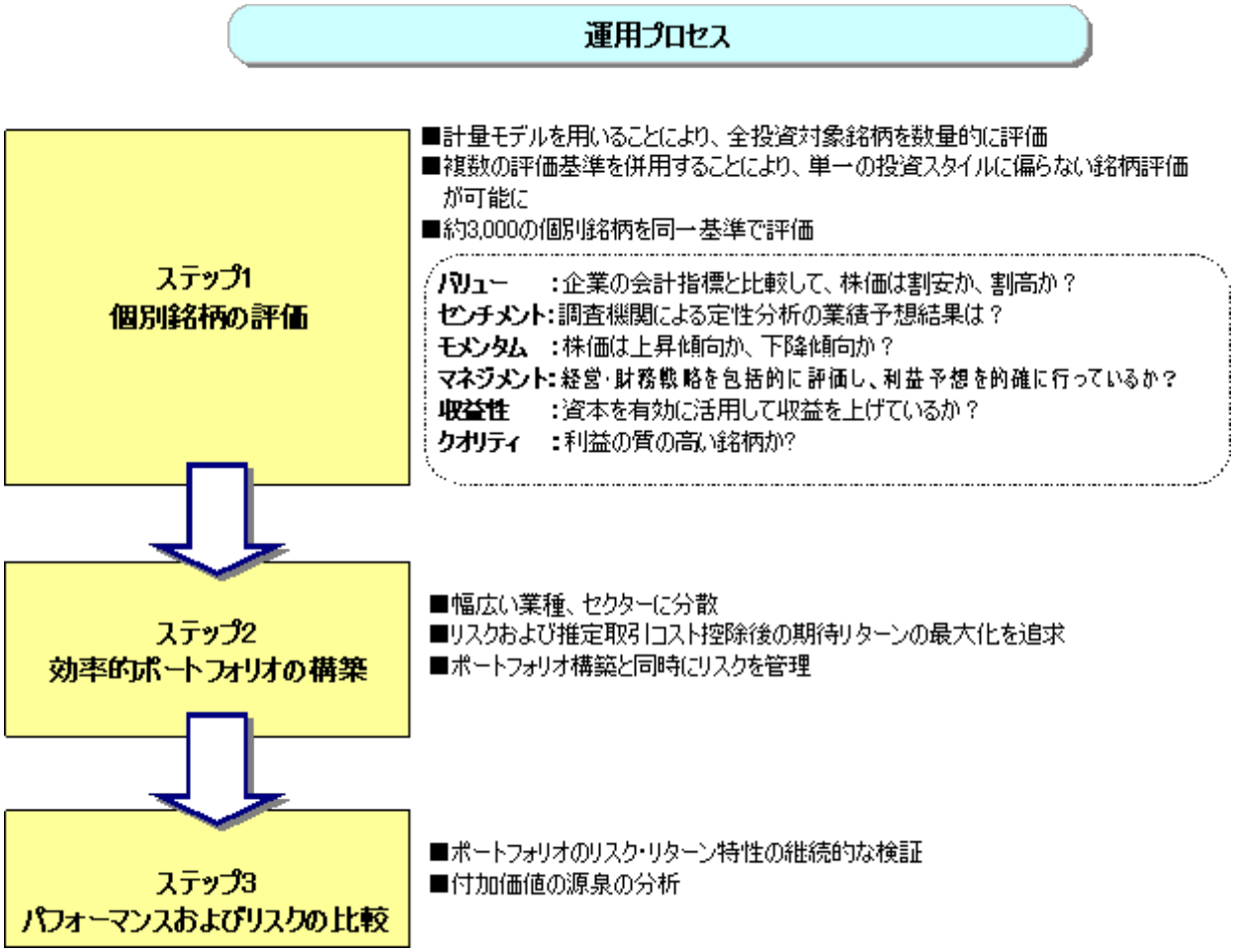

本運用プロセスがその目的を達成できる保証があるわけではありません。今後、本運用プロセスの内容が変更されることもあります。

（２）【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第18条の２）

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限ります。)

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(b) 投資対象有価証券(信託約款第19条第１項)

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたＧＳＡＭニューヨークを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
８．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
９．投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10．外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
11．外国法人が発行する譲渡性預金証書
12．銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
14．抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、１．の証券または証書および７．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から５．までの証券および７．の証券のうち２．から５．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第19条第２項および第３項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

１．信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
２．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
３．信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
４．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。）、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
５．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
６．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。

７．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。

８．信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

（注）本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

ａ．組織

本ファンドおよびマザーファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが担当します。計量投資戦略グループは、多様なバックグラウンドを持つ人材を抱え、実務と学術の両面に経験が豊かな人材で構成されています。株式や債券、デリバティブの経験を持つ者も多く、中には多くの著作や寄稿を行っている者もいます。マザーファンドの組入指図は委託会社のマルチプロダクト・ファンド室が担当します。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。

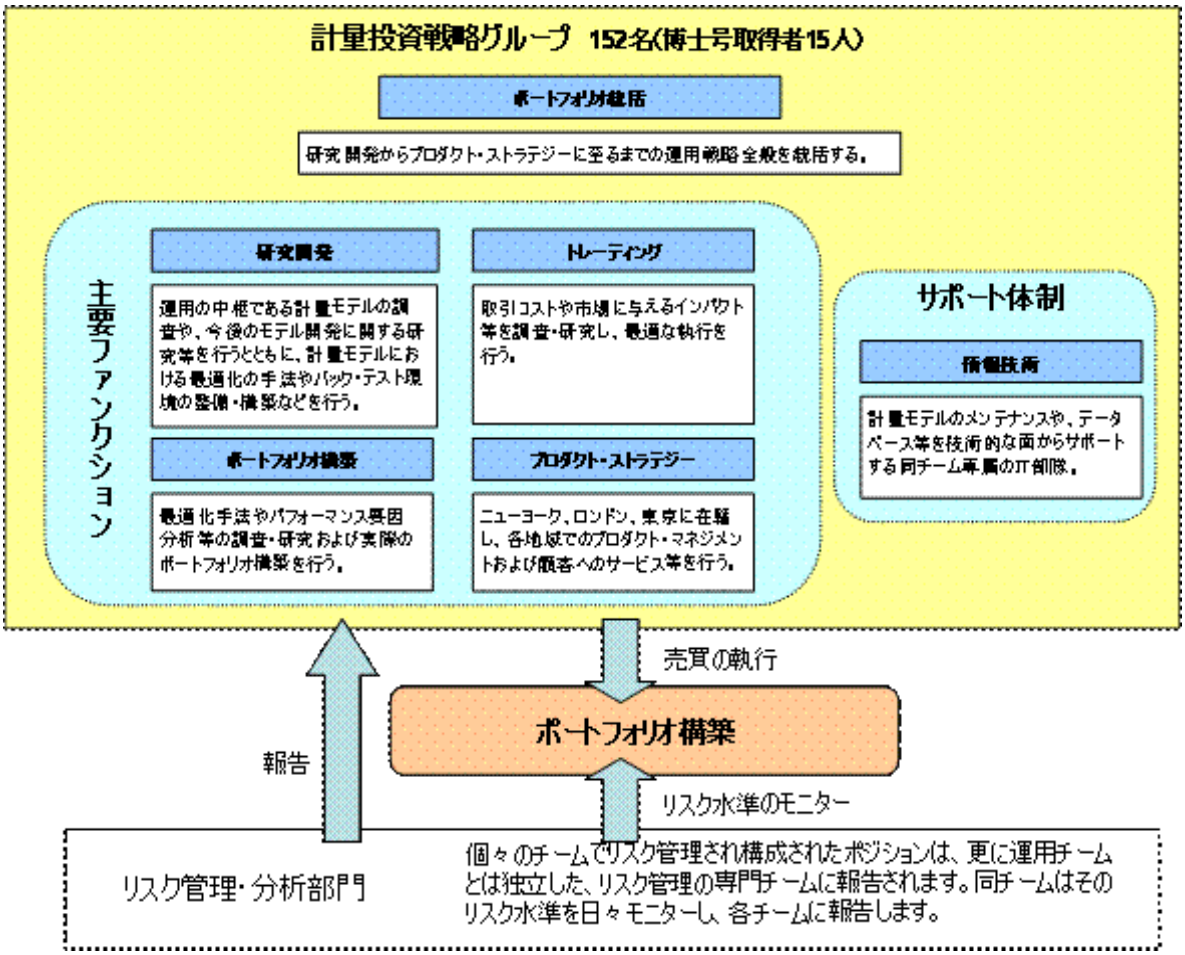

2009年7月現在

（注１）リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

ｂ．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）

ｃ．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

（４）【分配方針】

年２回決算を行い、毎計算期末（毎年４月５日および10月５日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買損益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。

② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

また、基準価額が当初元本（１万口＝１万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。

＊ 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

＊ 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後自動的に無手数料で全額再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

１．株式への投資割合には制限を設けません。

２．外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

３．デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

４．新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合（以下に定義します。）は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

５．同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

６．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以下とします。

７．投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

８．同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

１．投資する株式等の範囲（信託約款第21条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

２．信用取引の指図範囲（信託約款第23条）

信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

３．公社債の空売りの指図範囲（信託約款第24条）

信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

４．公社債の借入れ（信託約款第25条）

公社債の借入れの指図にあたっては、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えるこ

ととなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

5．先物取引等の運用指図（信託約款第26条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

6．スワップ取引の運用指図（信託約款第27条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第28条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8．有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図にあたっては、以下のとおりとします。

（ⅰ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

（ⅱ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第31条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10．資金の借入れ（信託約款第40条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

（ⅰ）一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

（ⅱ）一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

（ⅲ）借入れ指図を行う日における当該信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクは、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を網羅していないことにつき、ご留意ください。

(a) 元本変動リスク

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって、元金は保証されていません。主なリスクとして、以下のものが挙げられます。

1．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、米国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に米国の株式の下降局面では、本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2．為替リスク

米国を投資対象国とする場合、投資対象たる株式は原則として米ドル建てとなり、したがって本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わないＢコースでは為替変動の影響を直接的に受け円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。Ａコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります。（ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利のほうが低い場合、この金利差分収益が低下します。）

（1984年12月末～2009年10月末）

（上記の米国株式のグラフはＳ＆Ｐ500種株価指数を基に円ヘッジ換算ベース・円換算ベースを委託会社にて算出・作成（1984年12月末＝100として指数化）。ヘッジ・コスト相当額として１ヵ月ドルＬＩＢＯＲと１ヵ月円ＬＩＢＯＲの金利差を使用。円／米ドル・レートについては、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場仲値を使用。）

上記のデータはあくまで本ファンドのベンチマークを含むインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

3．カントリー・リスク

一般に、特定の国への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。とりわけ、本ファンドは米国の株式を主要な投資対象としますので、米国におけるそれらの要因が米国株式市場に悪影響を及ぼし、結果として本ファンドの資産価値に大きな損失を与える可能性があります。

4．店頭登録株式等への投資リスク

本ファンドは、米国の店頭登録株式またはこれに準ずるものにも投資します。こうした株式には、金融商品取引所に上場されている銘柄に比べて比較的新興であり、発行済時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（株価のブレ幅を計る指標）が比較的高く、また流動性等の高い株式に比べ市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

５．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

６．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、Ａコースについては Ｓ＆Ｐ500種株価指数を円ヘッジベースに換算した指数、Ｂコースについては Ｓ＆Ｐ500種株価指数を円換算した指数を運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(g) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消しまたは保留）させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(h) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

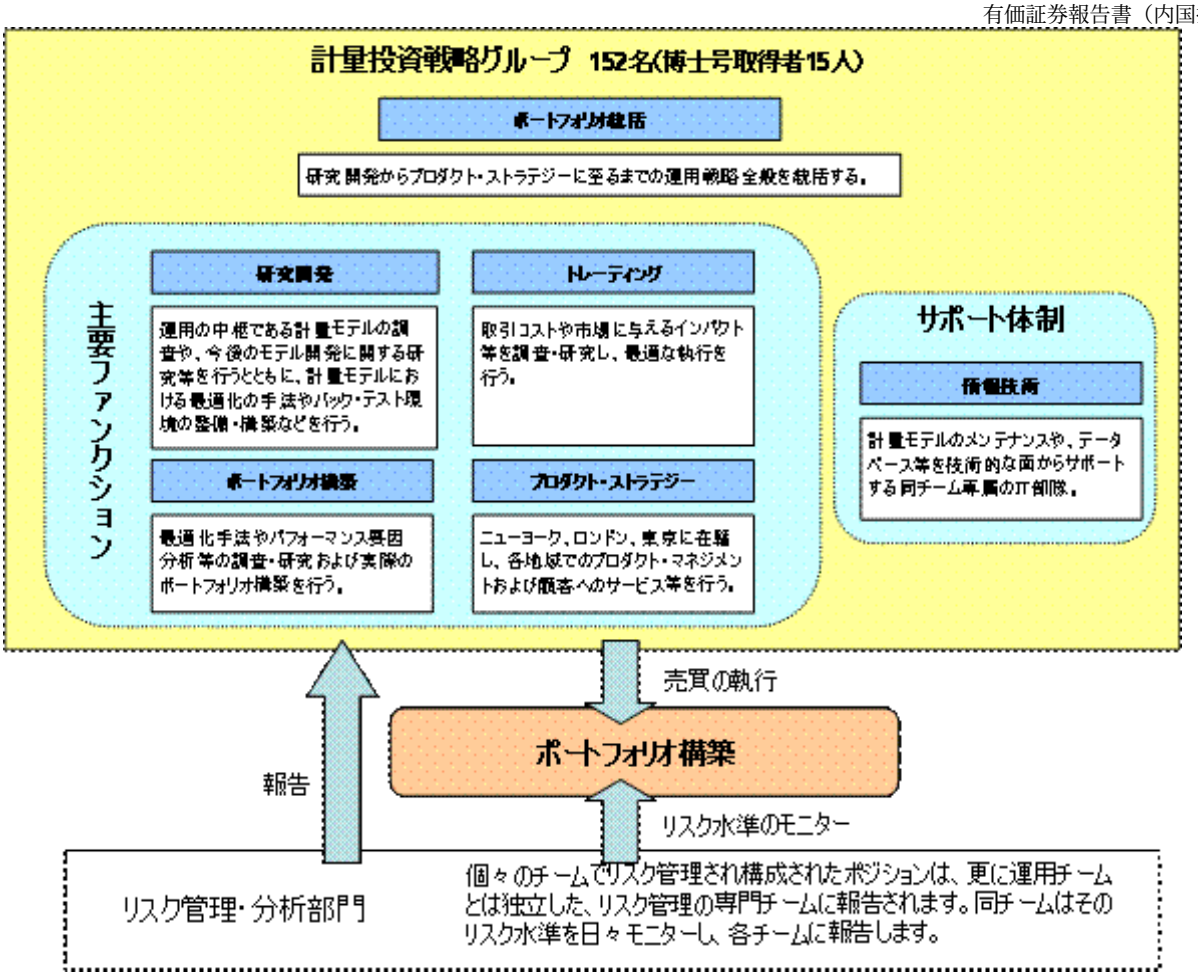

2009年7月現在

（注１）リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

(a) 3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（取得申込日の翌営業日の基準価額）に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電　話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

(b) 下記のスイッチングによるお買付の場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。ただし、販売会社によってはスイッチングができない場合があります。

本ファンドにおける「スイッチング」とは、ＡコースおよびＢコースの各コースの受益者が当該コースの受益権の一部解約金（手取額）をもってその支払いを行った販売会社で当該コース以外のコースの受益権の取得のお申込みをする場合で、かつ、取得する口数について申込手数料がかからない場合をいいます。

なお、スイッチングの際には、信託財産留保額および換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。詳しくは、後記「(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金(解約)請求には手数料はかかりません。ただし、換金時の基準価額に対し0.3%の信託財産留保額（またはその相当額）をご負担いただきます。

（3）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.806%（税抜1.72%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりです。なお、販売会社の間における配分については販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先 各販売会社の取扱いにかかる純資産総額	委託会社	販売会社	受託銀行
500億円以下の部分	年率0.86625% （税抜0.82500%）	年率0.83475% （税抜0.79500%）	年率0.105% （税抜0.100%）
500億円超1,000億円以下の部分	年率0.8085% （税抜0.7700%）	年率0.8925% （税抜0.8500%）	年率0.105% （税抜0.100%）
1,000億円超の部分	年率0.75075% （税抜0.71500%）	年率0.95025% （税抜0.90500%）	年率0.105% （税抜0.100%）

「各販売会社の取扱いにかかる純資産総額」とは、ＡコースおよびＢコースの信託財産の純資産総額の合計額のうち、当該販売会社の取扱いにかかる金額をいいます。

なお、委託会社の報酬には、ＧＳＡＭニューヨークへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（4）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
(b) 外貨建資産の保管費用
(c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
(d) 信託財産に関する租税
(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委

託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払います。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合＊1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×10%＊2
換金時 （解約請求による場合）	所得税および地方税	譲渡益×10%＊2
償還時	所得税および地方税	譲渡益×10%＊2

＊１　法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

＊２　2011年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2012年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

＊３　一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額をいいます。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時にすでに受益権を保有していた場合、2000年３月31日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、①収益分配金落ち後の基準価額がその受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②収益分配金落ち後の基準価額がその受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が特別分配金、残りの金額が普通分配金となります。この場合、

その受益者の個別元本からその特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本になります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%(所得税7%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は7%(所得税7%)の税率が適用されます。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンAコース（為替ヘッジあり）＞

（2009年10月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	―	278,757,976	95.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	11,666,316	4.02
合計(純資産総額)	―	290,424,292	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンBコース（為替ヘッジなし）＞

（2009年10月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	―	274,131,234	94.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	14,452,718	5.01
合計(純資産総額)	―	288,583,952	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンド＞

（2009年10月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	17,863,520,983	91.27
	スイス	63,904,470	0.33
	アイルランド	310,395,654	1.59
	ケイマン	504,825,028	2.58
	パナマ	118,423,472	0.61
	小計	18,861,069,607	96.38

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	708,324,996	3.62
合計(純資産総額)	－	19,569,394,603	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＡコース（為替ヘッジあり）＞

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2009年10月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンド	336,542,287	0.7850	264,198,329	0.8283	278,757,976	95.98

種類別及び業種別投資比率（2009年10月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	95.98
合計	95.98

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

（2009年10月30日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

有価証券先物取引等

（2009年10月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	3	米ドル	153,255	159,240	14,560,905	5.01

（注１） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２） 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＢコース（為替ヘッジなし）＞

① 投資有価証券の主要銘柄

（2009年10月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンド	330,956,459	0.7847	259,701,534	0.8283	274,131,234	94.99

種類別及び業種別投資比率（2009年10月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	94.99
合計	94.99

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

（2009年10月30日現在）

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

有価証券先物取引等

（2009年10月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	3	米ドル	153,255	159,240	14,560,905	5.05

（注１） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２） 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

参考情報

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンド＞

① 投資有価証券の主要銘柄

（2009年10月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量（株式数）	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	コンピューター	386,574	2,282.34	882,294,230	2,580.43	997,529,775	5.10
2	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	102,830	6,088.07	626,036,772	6,762.90	695,429,253	3.55
3	アメリカ	株式	LORILLARD INC	飲料・タバコ	95,752	6,822.33	653,252,546	7,144.20	684,072,127	3.50
4	アメリカ	株式	DEVON ENERGY CORPORATION	エネルギー	94,246	5,897.87	555,851,598	6,207.86	585,066,124	2.99
5	アメリカ	株式	LILLY (ELI) & CO	医薬品	168,338	2,972.71	500,420,796	3,121.76	525,511,104	2.69
6	ケイマン	株式	SEAGATE TECHNOLOGY	コンピューター	378,658	1,321.57	500,424,398	1,333.19	504,825,028	2.58
7	アメリカ	株式	PFIZER INC	ヘルス・ケア	299,692	1,476.75	442,571,959	1,604.77	480,937,330	2.46

8	アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	石油・石炭	97,752	4,279.39	418,319,126	4,693.61	458,810,273	2.34
9	アメリカ	株式	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	運輸	86,688	5,023.71	435,495,684	5,023.71	435,495,684	2.23
10	アメリカ	株式	WELLS FARGO COMPANY	金融・保険	163,156	2,403.04	392,070,916	2,612.44	426,235,391	2.18
11	アメリカ	株式	AT&T INC	通信	164,851	2,424.98	399,761,828	2,398.47	395,390,375	2.02
12	アメリカ	株式	INTEL CORP	電子部品・計器	220,615	1,734.61	382,682,485	1,757.47	387,725,744	1.98
13	アメリカ	株式	TIME WARNER INC	通信	137,149	2,709.36	371,587,002	2,804.46	384,629,542	1.97
14	アメリカ	株式	UNUM GROUP	保険	179,906	1,860.80	334,769,804	1,937.61	348,588,312	1.78
15	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・石炭	48,245	6,230.72	300,601,163	7,127.74	343,878,202	1.76
16	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	ヘルス・ケア	59,926	5,212.66	312,374,322	5,444.33	326,257,375	1.67

17	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	224,501	1,494.12	335,433,589	1,438.35	322,911,282	1.65
18	アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	サービス	90,256	3,429.00	309,487,824	3,439.05	310,395,654	1.59
19	アメリカ	株式	DELL INC	コンピューター	217,119	1,375.25	298,594,554	1,364.28	296,212,151	1.51
20	アメリカ	株式	WAL-MART STORES	商業	63,753	4,487.87	286,115,507	4,608.57	293,810,545	1.50
21	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品	74,220	4,069.99	302,074,984	3,926.43	291,419,901	1.49
22	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	電子部品・計器	131,563	2,056.48	270,557,414	2,187.24	287,760,487	1.47
23	アメリカ	株式	ARCHER-DANIELS-MIDLAND	商業	88,770	2,607.90	231,504,040	2,827.32	250,981,622	1.28
24	アメリカ	株式	AMGEN INC	ヘルス・ケア	44,964	5,356.55	240,852,148	4,964.27	223,213,778	1.14
25	アメリカ	株式	EXELON CORPORATION	電力・ガス	47,573	4,387.29	208,716,604	4,381.80	208,455,599	1.07

26	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	電気・電子	145,137	1,404.51	203,847,587	1,359.71	197,344,636	1.01
27	アメリカ	株式	WESTERN DIGITAL CORP	コンピューター	60,676	3,251.79	197,305,895	3,201.31	194,242,952	0.99
28	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	通信	86,603	2,072.94	179,523,238	2,150.66	186,254,370	0.95
29	アメリカ	株式	BIOGEN IDEC INC	医薬品	47,046	4,470.50	210,319,218	3,939.23	185,325,259	0.95
30	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CL A	放送・出版	129,789	1,426.76	185,178,386	1,372.51	178,137,271	0.91

種類別及び業種別投資比率（2009年10月30日現在）

国内／外国	業種	投資比率（%）
外国	エネルギー	7.11
	電力・ガス	1.90
	建設資材	0.19
	化学	0.45
	木材,紙・パルプ	0.66
	非鉄金属	0.04
	鉄鋼	0.57
	ガラス・窯業等	0.22
	宇宙・軍事産業	2.26
	コンピューター	10.98
	電気・電子	1.12
	電子部品・計器	5.27
	機械・エンジニアリング	0.06
	自動車	0.67
	飲料・タバコ	4.86
	食品・日用品	1.06
	ヘルス・ケア	7.62
	繊維・アパレル	0.47
	放送・出版	1.20
	ビジネス・公共サービス	1.01
	レジャー旅行	0.61
	商業	5.85
	通信	6.18
	陸運業	0.79
	銀行	2.96
	ファイナンシャル・サービス	0.77
	保険	3.34
	不動産	2.15
	金鉱	0.96

	農業	0.95
	石油・石炭	4.69
	金融・保険	4.34
	サービス	3.14
	コングロマリット	0.49
	医薬品	7.64
	その他製造	0.78
	運輸	2.23
	小売	0.12
	各種金融	0.67
合計		96.38

（注１） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
（注２） 業種は、ＭＳＣＩの業種分類に基づいております。

② 投資不動産物件
（2009年10月30日現在）
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
有価証券先物取引等

（2009年10月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	124	米ドル	6,371,545	6,581,920	601,850,764	3.08

（注１） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。
（注２） 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＡコース（為替ヘッジあり）＞

2009年10月30日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
第４期	(2000年４月５日)	3,722	3,755	1.1164	1.1264
第５期	(2000年10月５日)	4,366	4,416	1.0435	1.0555
第６期	(2001年４月５日)	3,225	3,225	0.7558	0.7558
第７期	(2001年10月５日)	2,524	2,524	0.7289	0.7289
第８期	(2002年４月５日)	1,705	1,705	0.7663	0.7663
第９期	(2002年10月７日)	1,385	1,385	0.5638	0.5638
第10期	(2003年４月７日)	1,463	1,463	0.6028	0.6028
第11期	(2003年10月６日)	1,775	1,775	0.7162	0.7162
第12期	(2004年４月５日)	664	664	0.8138	0.8138
第13期	(2004年10月５日)	709	709	0.8325	0.8325
第14期	(2005年４月５日)	1,167	1,167	0.8405	0.8405
第15期	(2005年10月５日)	1,197	1,197	0.8790	0.8790
第16期	(2006年４月５日)	1,881	1,881	0.9446	0.9446
第17期	(2006年10月５日)	927	927	0.9408	0.9408
第18期	(2007年４月５日)	563	563	0.9708	0.9708
第19期	(2007年10月５日)	449	449	0.9842	0.9842
第20期	(2008年４月７日)	372	372	0.8378	0.8378
第21期	(2008年10月６日)	296	296	0.6585	0.6585
第22期	(2009年４月６日)	234	234	0.5189	0.5189
第23期	(2009年10月５日)	280	280	0.6102	0.6102

	2008年10月末日	262	－	0.5870	－
	2008年11月末日	246	－	0.5489	－
	2008年12月末日	243	－	0.5420	－
	2009年１月末日	233	－	0.5262	－
	2009年２月末日	208	－	0.4667	－
	2009年３月末日	220	－	0.4897	－
	2009年４月末日	239	－	0.5298	－
	2009年５月末日	247	－	0.5469	－
	2009年６月末日	253	－	0.5581	－
	2009年７月末日	270	－	0.5926	－

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
	2009年８月末日	282	－	0.6185	－
	2009年９月末日	289	－	0.6317	－
	2009年10月末日	290	－	0.6320	－

（注）　表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＢコース（為替ヘッジなし）＞

2009年10月30日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
第４期	(2000年４月５日)	784	807	1.0009	1.0309
第５期	(2000年10月５日)	707	707	1.0160	1.0160
第６期	(2001年４月５日)	588	588	0.8656	0.8656
第７期	(2001年10月５日)	635	635	0.8237	0.8237
第８期	(2002年４月５日)	934	934	0.9599	0.9599
第９期	(2002年10月７日)	782	782	0.6595	0.6595
第10期	(2003年４月７日)	795	795	0.6947	0.6947
第11期	(2003年10月６日)	933	933	0.7663	0.7663
第12期	(2004年４月５日)	952	952	0.8201	0.8201
第13期	(2004年10月５日)	919	919	0.8978	0.8978
第14期	(2005年４月５日)	992	992	0.8973	0.8973
第15期	(2005年10月５日)	968	975	1.0007	1.0077
第16期	(2006年４月５日)	1,978	2,039	1.0927	1.1267
第17期	(2006年10月５日)	939	971	1.0875	1.1245
第18期	(2007年４月５日)	686	711	1.1200	1.1600
第19期	(2007年10月５日)	536	555	1.0973	1.1373
第20期	(2008年４月７日)	386	386	0.8277	0.8277
第21期	(2008年10月６日)	325	325	0.6731	0.6731
第22期	(2009年４月６日)	251	251	0.5089	0.5089
第23期	(2009年10月５日)	276	276	0.5339	0.5339
	2008年10月末日	269	－	0.5595	－

	2008年11月末日	247	－	0.5073	－
	2008年12月末日	233	－	0.4782	－
	2009年１月末日	224	－	0.4566	－
	2009年２月末日	214	－	0.4442	－
	2009年３月末日	229	－	0.4690	－
	2009年４月末日	251	－	0.5044	－
	2009年５月末日	253	－	0.5133	－
	2009年６月末日	262	－	0.5205	－
	2009年７月末日	278	－	0.5499	－
	2009年８月末日	285	－	0.5582	－

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
	2009年９月末日	285	－	0.5550	－
	2009年10月末日	288	－	0.5631	－

（注）　表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＡコース（為替ヘッジあり）＞

期	計算期間	１口当たりの分配金（円）
第４期	自 1999年10月６日 至 2000年４月５日	0.0100
第５期	自 2000年４月６日 至 2000年10月５日	0.0120
第６期	自 2000年10月６日 至 2001年４月５日	0.0000
第７期	自 2001年４月６日 至 2001年10月５日	0.0000
第８期	自 2001年10月６日 至 2002年４月５日	0.0000
第９期	自 2002年４月６日 至 2002年10月７日	0.0000
第10期	自 2002年10月８日 至 2003年４月７日	0.0000
第11期	自 2003年４月８日 至 2003年10月６日	0.0000
第12期	自 2003年10月７日 至 2004年４月５日	0.0000
第13期	自 2004年４月６日 至 2004年10月５日	0.0000
第14期	自 2004年10月６日 至 2005年４月５日	0.0000
第15期	自 2005年４月６日 至 2005年10月５日	0.0000
第16期	自 2005年10月６日 至 2006年４月５日	0.0000
第17期	自 2006年４月６日 至 2006年10月５日	0.0000
第18期	自 2006年10月６日 至 2007年４月５日	0.0000

第19期	自 2007年４月６日 至 2007年10月５日	0.0000
第20期	自 2007年10月６日 至 2008年４月７日	0.0000
第21期	自 2008年４月８日 至 2008年10月６日	0.0000
第22期	自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	0.0000
第23期	自 2009年４月７日 至 2009年10月５日	0.0000

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンBコース（為替ヘッジなし）＞

期	計算期間	１口当たりの分配金（円）
第４期	自 1999年10月６日 至 2000年４月５日	0.0300
第５期	自 2000年４月６日 至 2000年10月５日	0.0000
第６期	自 2000年10月６日 至 2001年４月５日	0.0000
第７期	自 2001年４月６日 至 2001年10月５日	0.0000
第８期	自 2001年10月６日 至 2002年４月５日	0.0000
第９期	自 2002年４月６日 至 2002年10月７日	0.0000
第10期	自 2002年10月８日 至 2003年４月７日	0.0000
第11期	自 2003年４月８日 至 2003年10月６日	0.0000
第12期	自 2003年10月７日 至 2004年４月５日	0.0000
第13期	自 2004年４月６日 至 2004年10月５日	0.0000
第14期	自 2004年10月６日 至 2005年４月５日	0.0000
第15期	自 2005年４月６日 至 2005年10月５日	0.0070
第16期	自 2005年10月６日 至 2006年４月５日	0.0340
第17期	自 2006年４月６日 至 2006年10月５日	0.0370
第18期	自 2006年10月６日 至 2007年４月５日	0.0400

第19期	自 2007年４月６日 至 2007年10月５日	0.0400
第20期	自 2007年10月６日 至 2008年４月７日	0.0000
第21期	自 2008年４月８日 至 2008年10月６日	0.0000
第22期	自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	0.0000
第23期	自 2009年４月７日 至 2009年10月５日	0.0000

③【収益率の推移】

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンAコース（為替ヘッジあり）＞

期	計算期間	収益率（%）
第４期	自 1999年10月６日 至 2000年４月５日	10.2
第５期	自 2000年４月６日 至 2000年10月５日	△5.5
第６期	自 2000年10月６日 至 2001年４月５日	△27.6
第７期	自 2001年４月６日 至 2001年10月５日	△3.6
第８期	自 2001年10月６日 至 2002年４月５日	5.1
第９期	自 2002年４月６日 至 2002年10月７日	△26.4
第10期	自 2002年10月８日 至 2003年４月７日	6.9
第11期	自 2003年４月８日 至 2003年10月６日	18.8
第12期	自 2003年10月７日 至 2004年４月５日	13.6
第13期	自 2004年４月６日 至 2004年10月５日	2.3
第14期	自 2004年10月６日 至 2005年４月５日	1.0
第15期	自 2005年４月６日 至 2005年10月５日	4.6
第16期	自 2005年10月６日 至 2006年４月５日	7.5
第17期	自 2006年４月６日 至 2006年10月５日	△0.4
第18期	自 2006年10月６日 至 2007年４月５日	3.2

第19期	自 2007年４月６日 至 2007年10月５日	1.4
第20期	自 2007年10月６日 至 2008年４月７日	△14.9
第21期	自 2008年４月８日 至 2008年10月６日	△21.4
第22期	自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	△21.2
第23期	自 2009年４月７日 至 2009年10月５日	17.6

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンBコース（為替ヘッジなし）＞

期	計算期間	収益率（%）
第４期	自 1999年10月６日 至 2000年４月５日	14.4
第５期	自 2000年４月６日 至 2000年10月５日	1.5
第６期	自 2000年10月６日 至 2001年４月５日	△14.8
第７期	自 2001年４月６日 至 2001年10月５日	△4.8
第８期	自 2001年10月６日 至 2002年４月５日	16.5
第９期	自 2002年４月６日 至 2002年10月７日	△31.3
第10期	自 2002年10月８日 至 2003年４月７日	5.3
第11期	自 2003年４月８日 至 2003年10月６日	10.3
第12期	自 2003年10月７日 至 2004年４月５日	7.0
第13期	自 2004年４月６日 至 2004年10月５日	9.5
第14期	自 2004年10月６日 至 2005年４月５日	△0.1
第15期	自 2005年４月６日 至 2005年10月５日	12.3
第16期	自 2005年10月６日 至 2006年４月５日	12.6
第17期	自 2006年４月６日 至 2006年10月５日	2.9
第18期	自 2006年10月６日 至 2007年４月５日	6.7

第19期	自 2007年４月６日 至 2007年10月５日	1.5
第20期	自 2007年10月６日 至 2008年４月７日	△24.6
第21期	自 2008年４月８日 至 2008年10月６日	△18.7
第22期	自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	△24.4
第23期	自 2009年４月７日 至 2009年10月５日	4.9

第二部【ファンドの詳細情報】

第１【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は1998年４月28日であり、同日より運用を開始しました。
マザーファンドの信託設定日は1998年４月28日であり、同日より運用を開始しました。

第２【手続等】

１【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日＊1受付けます。毎営業日の午後３時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）＊2までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

＊１ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日（以下「ニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付いたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ニューヨークの休業日」においてもこれを受付けるものとします。

＊２ 販売会社によっては午後３時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「アメリＡ」および「アメリＢ」）。

(4) お買付単位は以下のとおりです。

一般コース：　１万口以上１万口単位
自動けいぞく投資コース：　１万円以上１円単位

（注） ただし、販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。また、スイッチング＊1による本ファンドのお買付は１万口以上１万口単位（「自動けいぞく投資契約」を結ばれた場合には１万円以上１円単位）からお申込みいただけます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、所有する本ファンドの全額をもってスイッチングする場合は、１口単位からお申込みいただけます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等＊2を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとします。

＊１ 販売会社によってはスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

＊２ 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。買付申込をされた日から起算して５営業日までに買付代金をお支払いください。販売会社によっては５営業日より前に買付代金をいただく場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

２【換金（解約）手続等】

(1) ご換金のお申込みは、原則として、毎営業日＊1受付けます。毎営業日の午後３時（国内の金融商品取引所の半休日の場合は午前11時）＊2までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

＊1 「ニューヨークの休業日」を除きます。

＊2 販売会社によっては午後３時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。ご換金の単位は、１万口単位（「自動けいぞく投資契約」を結ばれた場合には１口単位）とします。販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) ご換金価額は、ご換金の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額＊として控除した価額（以下、解約価額）といいます。）とします。手取額は、解約価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

＊ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰入れられます。

詳しくは「第１ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「アメリA」および「アメリB」）。

(5) ご換金の代金は、受益者によるご換金の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、１顧客１日あたり10億円を超える大口の換金は制限することがあります。また、別途、１顧客１日あたり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第３ 管理及び運営 １ 資産管理等の概要 (5) その他 b．約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。後記「第３ 管理及び運営 １ 資産管理等の概要 (5) その他 a．信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第３【管理及び運営】

１【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

本ファンド１万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の１万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「アメリA」「アメリB」）。年２回（４月および10月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は1998年４月28日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他　ａ．信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年４月６日から10月５日および10月６日から翌年４月５日までとすることを原則とします。なお、第１計算期間は1998年４月28日から1998年10月５日までです。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（５）【その他】

ａ．信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、ＡコースまたはＢコースそれぞれについて、受益権の口数が５億口を下回ることとなった場合には、当該各コースについて、また、ＡコースおよびＢコースの受益権の口数の合計が35億口を下回ることとなった場合にはいずれのコースについても、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、当該コースまたは両コースに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記ｂ．に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記ｂ．に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に

対して交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が１ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

ｂ．約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

ｃ．その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（ＧＳＡＭニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、投資顧問契約に違反した場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、投資顧問契約を解除し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

ｄ．反対者の買取請求権

上記ａ．に規定する信託契約の解約または上記ｂ．に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記ａ．または上記ｂ．の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

ｅ．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｆ．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務

(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

(c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

ｇ．混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本ｇ．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

ｈ．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

ｉ．有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

ｊ．再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

２【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第２ 手続等 ２ 換金（解約）手続等」をご

覧ください。

一部解約金は、解約の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金手続等

前記「第２ 手続等 ２ 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第４【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は６ヵ月であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第22期計算期間（2008年10月７日から2009年４月６日まで）及び第23期計算期間（2009年４月７日から2009年10月５日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン Aコース(為替ヘッジあり)】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 (2009年４月６日現在)	第23期 (2009年10月５日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,702,998	13,162,668
親投資信託受益証券	223,560,205	262,514,132
派生商品評価勘定	1,306,476	2,663,136
未収入金	5,382,180	78,632
未収利息	40	43
差入委託証拠金	2,579,497	4,882,893
流動資産合計	246,531,396	283,301,504
資産合計	246,531,396	283,301,504
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,988,393	462,087
未払金	41,066	―
未払解約金	―	269,691
未払受託者報酬	124,163	135,818
未払委託者報酬	2,011,450	2,200,215
その他未払費用	59,042	64,588
流動負債合計	12,224,114	3,132,399
負債合計	12,224,114	3,132,399
純資産の部		
元本等		
元本	451,512,733	459,146,432
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△217,205,451	△178,977,327
（分配準備積立金）	30,050,339	32,198,894
元本等合計	234,307,282	280,169,105
純資産合計	234,307,282	280,169,105
負債純資産合計	246,531,396	283,301,504

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	第23期 自 2009年４月７日 至 2009年10月５日
営業収益		
受取利息	16,694	6,501
有価証券売買等損益	△65,447,959	14,063,063
派生商品取引等損益	△5,403,741	2,560,592
為替差損益	10,964,816	27,217,327
営業収益合計	△59,870,190	43,847,483
営業費用		
受託者報酬	124,163	135,818
委託者報酬	2,011,450	2,200,215
その他費用	59,042	64,588
営業費用合計	2,194,655	2,400,621
営業利益又は営業損失（△）	△62,064,845	41,446,862
経常利益又は経常損失（△）	△62,064,845	41,446,862
当期純利益又は当期純損失（△）	△62,064,845	41,446,862
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,662,742	159,376
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△153,623,699	△217,205,451
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,017,240	1,394,114
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,017,240	1,394,114
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,196,889	4,453,476
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,196,889	4,453,476
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△217,205,451	△178,977,327

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第22期 自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	第23期 自 2009年４月７日 至 2009年10月５日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	(1) 為替予約取引 同左
	(2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(2) 先物取引 同左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	(1) 外貨建取引等の処理基準 同左
	(2) 計算期間の取扱い 2008年10月５日が休業日のため、本計算期間期首は2008年10月７日としており、2009年４月５日が休業日のため、本計算期間末日は2009年４月６日としております。	(2) 計算期間の取扱い 2009年４月５日が休業日のため、本計算期間期首は2009年４月７日としております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第22期 (2009年４月６日現在)	第23期 (2009年10月５日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	449,834,711円	451,512,733円
期中追加設定元本額	19,178,581円	10,529,078円
期中一部解約元本額	17,500,559円	2,895,379円
２．計算期間末日における受益権の総数	451,512,733口	459,146,432口
３．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は217,205,451円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は178,977,327円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第22期 自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	第23期 自 2009年４月７日 至 2009年10月５日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	670,815円	2,336,293円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	38,439,881円	39,797,471円
分配準備積立金額	29,379,524円	29,862,601円
本ファンドの分配対象収益額	68,490,220円	71,996,365円
本ファンドの期末残存口数	451,512,733口	459,146,432口
１口当たり収益分配対象額	0.151690円	0.156804円
１口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（注）上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第22期 （2009年４月６日現在）		第23期 （2009年10月５日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	223,560,205	△56,100,958	262,514,132	13,399,486
合計	223,560,205	△56,100,958	262,514,132	13,399,486

（デリバティブ取引等に関する注記）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

第22期 自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	第23期 自 2009年４月７日 至 2009年10月５日
１．取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、株式関連では先物取引であります。	１．取引の内容 同左
２．取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	２．取引に対する取組方針 同左
３．取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	３．取引の利用目的 同左
４．取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	４．取引に係るリスクの内容 同左
５．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	５．取引に係るリスク管理体制 同左
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	６．取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連

区分	種類	第22期（2009年４月６日現在）				第23期（2009年10月５日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	11,404,645	－	12,706,089	1,301,444	18,814,820	－	18,353,818	△461,002
合計		11,404,645	－	12,706,089	1,301,444	18,814,820	－	18,353,818	△461,002

(2) 通貨関連

区分	種類	第22期（2009年４月６日現在）				第23期（2009年10月５日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建米ドル	213,659,439	－	223,642,800	△9,983,361	265,805,351	－	263,143,300	2,662,051
合計		213,659,439	－	223,642,800	△9,983,361	265,805,351	－	263,143,300	2,662,051

（注）時価の算定方法

・先物取引

１．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

２．計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	第22期 自 2008年10月７日 至 2009年４月６日			第23期 自 2009年４月７日 至 2009年10月５日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス証券株式会社 （投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等）	有価証券等売買手数料	為替 －円	－	有価証券等売買手数料	為替 －円	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（１口当たり情報）

区分	第22期 (2009年４月６日現在)	第23期 (2009年10月５日現在)
１口当たり純資産額	0.5189円	0.6102円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンド	334,540,758	262,514,132	
合計			334,540,758	262,514,132	

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「Ⅱ 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

【ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン Bコース(為替ヘッジなし)】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 (2009年４月６日現在)	第23期 (2009年10月５日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,334,230	12,165,405
親投資信託受益証券	239,419,540	262,237,706
派生商品評価勘定	1,852,087	217
未収利息	30	39
差入委託証拠金	2,580,641	4,883,236
流動資産合計	254,186,528	279,286,603
資産合計	254,186,528	279,286,603
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	―	464,752
未払解約金	77,163	324,488
未払受託者報酬	124,128	139,446
未払委託者報酬	2,010,739	2,259,025
その他未払費用	59,030	66,318
流動負債合計	2,271,060	3,254,029
負債合計	2,271,060	3,254,029
純資産の部		
元本等		
元本	495,017,376	517,051,587
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△243,101,908	△241,019,013
（分配準備積立金）	20,518,469	21,622,248
元本等合計	251,915,468	276,032,574
純資産合計	251,915,468	276,032,574
負債純資産合計	254,186,528	279,286,603

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	第23期 自 2009年４月７日 至 2009年10月５日
営業収益		
受取利息	15,888	6,524
有価証券売買等損益	△71,300,749	13,468,086
派生商品取引等損益	△5,265,585	2,695,235
為替差損益	△549,640	△1,521,291
営業収益合計	△77,100,086	14,648,554
営業費用		
受託者報酬	124,128	139,446
委託者報酬	2,010,739	2,259,025
その他費用	59,030	66,318
営業費用合計	2,193,897	2,464,789
営業利益又は営業損失（△）	△79,293,983	12,183,765
経常利益又は経常損失（△）	△79,293,983	12,183,765
当期純利益又は当期純損失（△）	△79,293,983	12,183,765
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△7,587,086	167,276
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△157,893,565	△243,101,908
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,475,407	12,528,975
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,475,407	12,528,975
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,976,853	22,462,569
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,976,853	22,462,569
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△243,101,908	△241,019,013

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第22期 自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	第23期 自 2009年４月７日 至 2009年10月５日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 計算期間の取扱い 2008年10月５日が休業日のため、本計算期間期首は2008年10月７日としており、2009年４月５日が休業日のため、本計算期間末日は2009年４月６日としております。	(1) 外貨建取引等の処理基準 同左 (2) 計算期間の取扱い 2009年４月５日が休業日のため、本計算期間期首は2009年４月７日としております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第22期 (2009年４月６日現在)	第23期 (2009年10月５日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	482,984,201円	495,017,376円
期中追加設定元本額	55,139,931円	47,497,792円
期中一部解約元本額	43,106,756円	25,463,581円
２．計算期間末日における受益権の総数	495,017,376口	517,051,587口
３．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は243,101,908円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は241,019,013円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第22期 自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	第23期 自 2009年４月７日 至 2009年10月５日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	720,845円	2,092,659円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	78,719,939円	84,197,120円
分配準備積立金額	19,797,624円	19,529,589円
本ファンドの分配対象収益額	99,238,408円	105,819,368円
本ファンドの期末残存口数	495,017,376口	517,051,587口
１口当たり収益分配対象額	0.200474円	0.204659円
１口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（注）上記の費用控除後の配当等収益は、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第22期 （2009年４月６日現在）		第23期 （2009年10月５日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	239,419,540	△68,656,342	262,237,706	13,466,249
合計	239,419,540	△68,656,342	262,237,706	13,466,249

（デリバティブ取引等に関する注記）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

第22期 自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	第23期 自 2009年４月７日 至 2009年10月５日
１．取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、株式関連では先物取引であります。	１．取引の内容 同左
２．取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	２．取引に対する取組方針 同左
３．取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	３．取引の利用目的 同左
４．取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	４．取引に係るリスクの内容 同左
５．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	５．取引に係るリスク管理体制 同左
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	６．取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連

区分	種類	第22期（2009年４月６日現在）				第23期（2009年10月５日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	11,404,645	－	12,706,089	1,301,444	14,091,411	－	13,765,364	△326,047
合計		11,404,645	－	12,706,089	1,301,444	14,091,411	－	13,765,364	△326,047

(2) 通貨関連

区分	種類	第22期（2009年４月６日現在）				第23期（2009年10月５日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	11,538,157	－	12,088,800	550,643	14,508,088	－	14,369,600	△138,488
合計		11,538,157	－	12,088,800	550,643	14,508,088	－	14,369,600	△138,488

（注）時価の算定方法

・先物取引

１．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

２．計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	第22期 自 2008年10月７日 至 2009年４月６日			第23期 自 2009年４月７日 至 2009年10月５日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス証券株式会社 （投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等）	有価証券等売買手数料	為替 －円	－	有価証券等売買手数料	為替 －円	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（１口当たり情報）

区分	第22期 (2009年４月６日現在)	第23期 (2009年10月５日現在)
１口当たり純資産額	0.5089円	0.5339円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンド	334,188,488	262,237,706	
合計			334,188,488	262,237,706	

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「Ⅱ 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

参考情報

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(2009年４月６日現在)	(2009年10月５日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		694,144,485	3,221,066
コール・ローン		2,795,506	9
株式		27,913,987,041	17,860,820,808
派生商品評価勘定		39,726,394	―
未収入金		633,966,660	704,195,243
未収配当金		24,872,173	6,179,986
未収利息		8	―
差入委託証拠金		33,968,060	53,084,716
流動資産合計		29,343,460,327	18,627,501,828
資産合計		29,343,460,327	18,627,501,828
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,725,000	11,005,981
未払金		650,526,002	273,125,558
未払解約金		251,965,760	―
流動負債合計		905,216,762	284,131,539
負債合計		905,216,762	284,131,539
純資産の部			
元本等			
元本		38,326,318,056	23,377,267,994
剰余金			
期末欠損金		9,888,074,491	5,033,897,705
剰余金合計		△9,888,074,491	△5,033,897,705
元本等合計		28,438,243,565	18,343,370,289
純資産合計		28,438,243,565	18,343,370,289
負債・純資産合計		29,343,460,327	18,627,501,828

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	自 2009年４月７日 至 2009年10月５日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	株式 同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2009年４月６日現在)	(2009年10月５日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	33,289,967,902円	38,326,318,056円
期中追加設定元本額	7,754,040,653円	2,024,105,603円
期中一部解約元本額	2,717,690,499円	16,973,155,665円
期末元本額	38,326,318,056円	23,377,267,994円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＡコース（為替ヘッジあり）	301,294,077円	334,540,758円
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＢコース（為替ヘッジなし）	322,667,845円	334,188,488円
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＦ（適格機関投資家専用）	1,234,994,168円	914,785,450円
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＦＶＡ（適格機関投資家専用）	5,719,484,473円	3,755,419,972円
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＦＢ（適格機関投資家専用）	30,747,877,493円	18,038,333,326円
２．計算期間末日における受益権の総数	38,326,318,056口	23,377,267,994口
３．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,888,074,491円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,033,897,705円であります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2009年４月６日現在）		（2009年10月５日現在）	
	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	27,913,987,041	△536,365,606	17,860,820,808	1,767,770,951
合計	27,913,987,041	△536,365,606	17,860,820,808	1,767,770,951

（デリバティブ取引等に関する注記）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	自 2009年４月７日 至 2009年10月５日
１．取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、株式関連では先物取引であります。	１．取引の内容 同左
２．取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	２．取引に対する取組方針 同左
３．取引の利用目的 デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	３．取引の利用目的 同左
４．取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	４．取引に係るリスクの内容 同左
５．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	５．取引に係るリスク管理体制 同左
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	６．取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

（1）株式関連

区分	種類	（2009年４月６日現在）				（2009年10月５日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	345,691,648	－	385,418,042	39,726,394	396,436,175	－	385,430,194	△11,005,981
合計		345,691,648	－	385,418,042	39,726,394	396,436,175	－	385,430,194	△11,005,981

（2）通貨関連

区分	種類	（2009年４月６日現在）				（2009年10月５日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	249,175,000	－	251,900,000	△2,725,000	－	－	－	－
合計		249,175,000	－	251,900,000	△2,725,000	－	－	－	－

（注）時価の算定方法

・先物取引

１．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

２．計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2008年10月７日 至 2009年４月６日			自 2009年４月７日 至 2009年10月５日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス証券株式会社 （投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等）	有価証券等売買手数料	為替 －円	－	有価証券等売買手数料	為替 －円	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（１口当たり情報）

区分	(2009年４月６日現在)	(2009年10月５日現在)
１口当たり純資産額	0.7420円	0.7847円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
米ドル	DEVON ENERGY CORPORATION	94,246	64.50	6,078,867.00	
	EXXON MOBIL CORPORATION	102,830	66.58	6,846,421.40	
	DUKE ENERGY CORP	111,506	15.38	1,714,962.28	
	EXELON CORPORATION	47,573	47.98	2,282,552.54	
	ARMSTRONG WORLD INDUSTRIES	20,006	33.40	668,200.40	
	EASTMAN CHEMICAL COMPANY	20,168	50.21	1,012,635.28	
	HUNTSMAN CORP	22,579	8.49	191,695.71	
	INTERNATIONAL PAPER CO	39,274	21.39	840,070.86	
	PLUM CREEK TIMBER CO-REIT	15,431	29.46	454,597.26	
	ALCOA INC	7,350	12.82	94,227.00	
	NUCOR CORP	31,397	44.36	1,392,770.92	
	RELIANCE STEEL & ALUMINUM	28,416	40.15	1,140,902.40	
	SCHNITZER STEEL INDS INC-A	7,980	51.92	414,321.60	
	BALL CORP	9,210	48.86	450,000.60	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	18,501	35.60	658,635.60	
	LOCKHEED MARTIN CORPORATION	32,229	75.37	2,429,099.73	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	35,230	50.18	1,767,841.40	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	17,941	59.63	1,069,821.83	
	DELL INC	238,789	15.04	3,591,386.56	
	EMC CORPORATION MASS	50,367	16.76	844,150.92	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	7,865	119.02	936,092.30	
	MICROSOFT CORP	386,574	24.96	9,648,887.04	
	SEAGATE TECHNOLOGY	351,258	14.40	5,058,115.20	
	SUN MICROSYSTEMS INC	39,698	8.96	355,694.08	
	WESTERN DIGITAL CORP	34,734	35.33	1,227,152.22	
	GENERAL ELECTRIC CO	145,137	15.36	2,229,304.32	
	HARMAN INTERNATIONAL	7,287	31.60	230,269.20	
	ARROW ELECTRONICS INC	15,652	26.86	420,412.72	
	AVNET INC	7,080	24.53	173,672.40	
	BROADCOM CORP-CL A	6,343	28.63	181,600.09	
	EMERSON ELECTRIC CO	26,313	38.31	1,008,051.03	
	INTEL CORP	220,615	18.97	4,185,066.55	
	JOHNSON CONTROLS INC	63,096	23.77	1,499,791.92	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	TEXAS INSTRUMENTS INC	131,563	22.49	2,958,851.87	
	TYCO ELECTRONICS LTD	6,666	21.12	140,785.92	
	TYCO INTERNATIONAL LTD	11,939	33.32	397,807.48	
	CARLISLE COS INC	3,883	32.48	126,119.84	
	BORGWARNER INC	4,164	27.85	115,967.40	
	CUMMINS INC	11,039	42.54	469,599.06	
	FEDERAL MOGUL CORP	63,098	11.66	735,722.68	
	PENSKE AUTO GROUP INC	8,727	15.15	132,214.05	
	HANSEN NATURAL CORPORATION	18,414	36.25	667,507.50	
	LORILLARD INC	95,752	74.61	7,144,056.72	
	PEPSICO INC	14,453	60.90	880,187.70	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	16,678	48.36	806,548.08	
	DOLLAR TREE INC	25,371	47.58	1,207,152.18	
	HORMEL FOODS CORP	11,244	35.46	398,712.24	
	TYSON FOODS INC -CL A	32,279	12.32	397,677.28	
	AMGEN INC	44,964	58.58	2,633,991.12	
	CARDINAL HEALTH INC	50,788	26.25	1,333,185.00	
	CAREFUSION CORPORATION	5,792	21.54	124,759.68	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	14,831	76.84	1,139,614.04	
	JOHNSON & JOHNSON	11,102	59.73	663,122.46	
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	11,412	53.68	612,596.16	
	MERCK & CO.INC.	8,376	31.65	265,100.40	
	PFIZER INC	299,692	16.15	4,840,025.80	
	PROCTER & GAMBLE CO	40,799	56.75	2,315,343.25	
	STRYKER CORP	15,709	43.93	690,096.37	
	AEROPOSTALE INC	7,921	41.83	331,335.43	
	CHICO'S FAS INC	22,635	12.06	272,978.10	
	GAP INC	37,747	20.81	785,515.07	
	COMCAST CORP-CL A	24,494	15.24	373,288.56	
	NEWS CORP-CLASS B	8,401	13.24	111,229.24	
	SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	41,999	36.36	1,527,083.64	
	MANPOWER INC	31,692	51.95	1,646,399.40	
	ROBERT HALF INTL INC	9,334	23.78	221,962.52	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	22,761	18.80	427,906.80	
	CARNIVAL CORP	24,829	32.45	805,701.05	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	AMAZON.COM INC	14,741	89.85	1,324,478.85	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND	83,393	28.43	2,370,862.99	
	BIG LOTS INC	8,772	24.83	217,808.76	
	FAMILY DOLLAR STORES	50,262	26.63	1,338,477.06	
	KOHLS CORP	3,435	54.86	188,444.10	
	ROSS STORES INC	23,247	46.01	1,069,594.47	
	TJX COMPANIES INC	45,722	36.28	1,658,794.16	
	WAL-MART STORES	63,753	49.08	3,128,997.24	
	AT&T INC	164,851	26.52	4,371,848.52	
	CISCO SYSTEMS	86,603	22.67	1,963,290.01	
	ECHOSTAR CORP-A	15,783	17.85	281,726.55	
	QUALCOMM INC	68,804	41.44	2,851,237.76	
	SPRINT NEXTEL CORP	415,689	3.91	1,625,343.99	
	TIME WARNER INC	137,149	29.63	4,063,724.87	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,944	29.89	87,996.16	
	FEDEX CORPORATION	23,082	73.58	1,698,373.56	
	BANK OF AMERICA CORP	224,501	16.34	3,668,346.34	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	48,739	27.60	1,345,196.40	
	FIFTH THIRD BANCORP	8,755	9.36	81,946.80	
	US BANCORP	58,198	21.23	1,235,543.54	
	AMERICREDIT CORP	22,509	14.97	336,959.73	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	5,418	33.19	179,823.42	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	30,129	15.33	461,877.57	
	FEDERATED INVESTORS INC-CL B	6,071	24.99	151,714.29	
	METLIFE INC	42,759	35.67	1,525,213.53	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	24,247	46.74	1,133,304.78	
	UNUM GROUP	179,906	20.35	3,661,087.10	
	WELLPOINT INC	9,243	45.92	424,438.56	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,541	67.99	104,772.59	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	9,228	58.65	541,222.20	
	PUBLIC STORAGE INC	34,710	71.68	2,488,012.80	
	RAYONIER INC	50,392	39.31	1,980,909.52	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	69	66.03	4,556.07	
	BUNGE LIMITED	4,069	61.50	250,243.50	
	MONSANTO CO	11,639	74.93	872,110.27	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	18,980	33.98	644,940.40	
	CHEVRON CORP	48,245	68.14	3,287,414.30	
	CIMAREX ENERGY CO	23,640	41.09	971,367.60	
	CONOCOPHILLIPS	97,752	46.80	4,574,793.60	
	EXTERRAN HOLDINGS INC	20,176	22.54	454,767.04	
	BB&T CORPORATION	43,469	26.71	1,161,056.99	
	CITIGROUP INC	459,753	4.52	2,078,083.56	
	UNITRIN INC	4,863	19.02	92,494.26	
	WELLS FARGO COMPANY	163,156	26.28	4,287,739.68	
	ACCENTURE PLC-CL A	96,551	37.50	3,620,662.50	
	INGRAM MICRO INC-CL A	93,092	16.35	1,522,054.20	
	MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	7,770	25.61	198,989.70	
	NETFLIX INC	3,459	44.72	154,686.48	
	SYMANTEC CORP	28,030	15.98	447,919.40	
	VERISIGN INC	17,604	23.00	404,892.00	
	WYNDHAM WORLDWIDE CORP	5,524	15.45	85,345.80	
	SCHLUMBERGER LTD	16,220	56.83	921,782.60	
	BIOGEN IDEC INC	59,991	48.89	2,932,959.99	
	COVENTRY HEALTH CARE INC	39,316	19.00	747,004.00	
	CVS/CAREMARK CORP	49,259	35.32	1,739,827.88	
	FOREST LABORATORIES INC	7,382	28.49	210,313.18	
	GILEAD SCIENCES INC	74,220	44.51	3,303,532.20	
	LILLY (ELI) & CO	183,428	32.51	5,963,244.28	
	SCHERING-PLOUGH CORP	64,914	28.18	1,829,276.52	
	WALGREEN CO	26,094	38.05	992,876.70	
	EATON CORP	5,612	54.06	303,384.72	
	TORO CO	14,357	37.16	533,506.12	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	86,688	54.94	4,762,638.72	
	T ROWE PRICE GROUP INC	72,673	43.18	3,138,020.14	
小計				198,851,267.07	
				(17,860,820,808)	
合計				17,860,820,808	
				(17,860,820,808)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 132銘柄	100.0%	100.0%

（イ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

２【ファンドの現況】

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＡコース（為替ヘッジあり）＞

【純資産額計算書】

（2009年10月30日現在）

Ⅰ	資産総額	292,690,416円
Ⅱ	負債総額	2,266,124円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	290,424,292円
Ⅳ	発行済口数	459,500,919口
Ⅴ	１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.6320円

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＢコース（為替ヘッジなし）＞

純資産額計算書

（2009年10月30日現在）

Ⅰ	資産総額	288,998,532円
Ⅱ	負債総額	414,580円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	288,583,952円
Ⅳ	発行済口数	512,522,948口
Ⅴ	１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.5631円

参考情報

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンド＞

純資産額計算書

（2009年10月30日現在）

Ⅰ	資産総額	19,569,394,603円
Ⅱ	負債総額	－円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	19,569,394,603円
Ⅳ	発行済口数	23,625,196,235口
Ⅴ	１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.8283円

第５【設定及び解約の実績】

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＡコース（為替ヘッジあり）＞

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第４期	自 1999年10月６日 至 2000年４月５日	1,853,600,015 (0)	1,103,998,951 (0)	3,334,471,008 (0)
第５期	自 2000年４月６日 至 2000年10月５日	892,631,263 (0)	42,487,727 (0)	4,184,614,544 (0)
第６期	自 2000年10月６日 至 2001年４月５日	105,487,985 (0)	22,779,792 (0)	4,267,322,737 (0)
第７期	自 2001年４月６日 至 2001年10月５日	102,513,538 (0)	905,917,773 (0)	3,463,918,502 (0)
第８期	自 2001年10月６日 至 2002年４月５日	166,718,640 (0)	1,405,594,346 (0)	2,225,042,796 (0)
第９期	自 2002年４月６日 至 2002年10月７日	413,734,102 (0)	181,662,228 (0)	2,457,114,670 (0)
第10期	自 2002年10月８日 至 2003年４月７日	27,371,571 (0)	56,320,559 (0)	2,428,165,682 (0)
第11期	自 2003年４月８日 至 2003年10月６日	94,372,553 (0)	43,489,713 (0)	2,479,048,522 (0)
第12期	自 2003年10月７日 至 2004年４月５日	29,513,443 (0)	1,691,469,445 (0)	817,092,520 (0)
第13期	自 2004年４月６日 至 2004年10月５日	111,609,444 (0)	76,600,165 (0)	852,101,799 (0)
第14期	自 2004年10月６日 至 2005年４月５日	661,275,913 (0)	123,732,148 (0)	1,389,645,564 (0)
第15期	自 2005年４月６日 至 2005年10月５日	52,711,103 (0)	80,393,217 (0)	1,361,963,450 (0)
第16期	自 2005年10月６日 至 2006年４月５日	738,505,459 (0)	108,210,040 (0)	1,992,258,869 (0)
第17期	自 2006年４月６日 至 2006年10月５日	43,327,289 (0)	1,049,762,285 (0)	985,823,873 (0)
第18期	自 2006年10月６日 至 2007年４月５日	34,182,001 (0)	439,046,857 (0)	580,959,017 (0)
第19期	自 2007年４月６日 至 2007年10月５日	17,059,295 (0)	140,952,945 (0)	457,065,367 (0)
第20期	自 2007年10月６日 至 2008年４月７日	15,167,299 (0)	27,454,135 (0)	444,778,531 (0)
第21期	自 2008年４月８日 至 2008年10月６日	14,424,572 (0)	9,368,392 (0)	449,834,711 (0)
第22期	自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	19,178,581 (0)	17,500,559 (0)	451,512,733 (0)
第23期	自 2009年４月７日 至 2009年10月５日	10,529,078 (0)	2,895,379 (0)	459,146,432 (0)

（注）　（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

＜ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＢコース（為替ヘッジなし）＞

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第４期	自 1999年10月６日 至 2000年４月５日	50,088,624 (0)	308,937,724 (0)	783,788,002 (0)
第５期	自 2000年４月６日 至 2000年10月５日	28,147,473 (0)	115,717,621 (0)	696,217,854 (0)
第６期	自 2000年10月６日 至 2001年４月５日	14,363,576 (0)	30,138,484 (0)	680,442,946 (0)
第７期	自 2001年４月６日 至 2001年10月５日	104,340,353 (0)	13,548,359 (0)	771,234,940 (0)
第８期	自 2001年10月６日 至 2002年４月５日	318,510,713 (0)	115,819,832 (0)	973,925,821 (0)
第９期	自 2002年４月６日 至 2002年10月７日	309,236,822 (0)	96,682,323 (0)	1,186,480,320 (0)
第10期	自 2002年10月８日 至 2003年４月７日	104,406,515 (0)	145,818,097 (0)	1,145,068,738 (0)
第11期	自 2003年４月８日 至 2003年10月６日	188,895,440 (0)	116,046,271 (0)	1,217,917,907 (0)
第12期	自 2003年10月７日 至 2004年４月５日	62,348,612 (0)	119,126,767 (0)	1,161,139,752 (0)
第13期	自 2004年４月６日 至 2004年10月５日	32,075,612 (0)	169,446,414 (0)	1,023,768,950 (0)
第14期	自 2004年10月６日 至 2005年４月５日	196,390,761 (0)	113,982,254 (0)	1,106,177,457 (0)
第15期	自 2005年４月６日 至 2005年10月５日	107,632,696 (0)	245,749,101 (0)	968,061,052 (0)
第16期	自 2005年10月６日 至 2006年４月５日	1,076,148,115 (0)	233,794,920 (0)	1,810,414,247 (0)
第17期	自 2006年４月６日 至 2006年10月５日	264,978,380 (0)	1,211,341,218 (0)	864,051,409 (0)
第18期	自 2006年10月６日 至 2007年４月５日	221,844,695 (0)	472,704,345 (0)	613,191,759 (0)
第19期	自 2007年４月６日 至 2007年10月５日	68,976,329 (0)	193,610,904 (0)	488,557,184 (0)
第20期	自 2007年10月６日 至 2008年４月７日	60,038,869 (0)	82,067,628 (0)	466,528,425 (0)
第21期	自 2008年４月８日 至 2008年10月６日	53,554,310 (0)	37,098,534 (0)	482,984,201 (0)
第22期	自 2008年10月７日 至 2009年４月６日	55,139,931 (0)	43,106,756 (0)	495,017,376 (0)
第23期	自 2009年４月７日 至 2009年10月５日	47,497,792 (0)	25,463,581 (0)	517,051,587 (0)

（注）　（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

第三部【特別情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額：金４億9,000万円

② 発行する株式の総数：8,000株

③ 発行済株式の総数：6,400株

④ 最近５年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

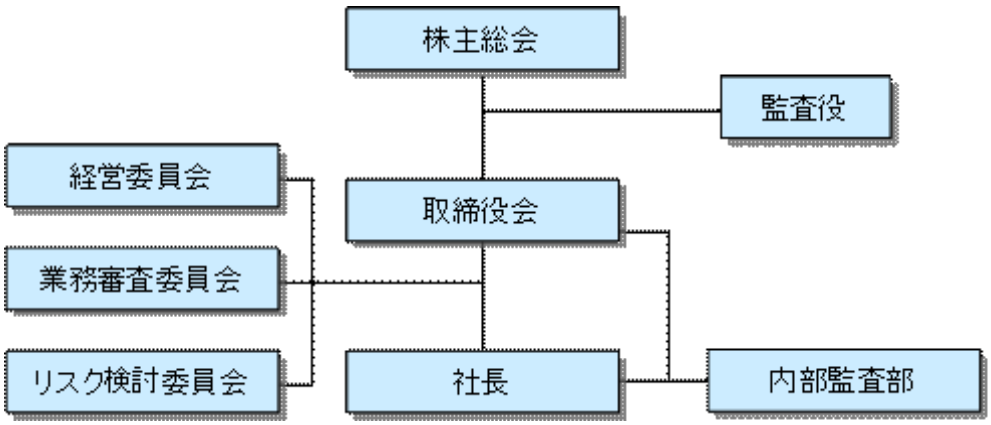

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として業務審査委員会をおきます。業務審査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。リスク検討委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。

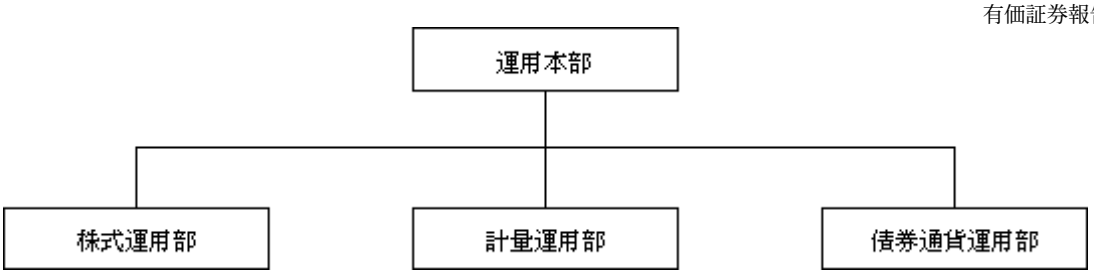

投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計100本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,646,766,073,914円です。

2009年10月30日現在

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託／国内株式型	29	335,469,005,231
追加型株式投資信託／バランス型	33	622,376,658,268
追加型株式投資信託／国際株式型	13	163,913,635,224
追加型株式投資信託／派生商品型	8	18,190,680,732
追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ	17	506,816,094,459
親投資信託	30	1,149,587,386,020

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）及び第14期事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第15期事業年度の中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第13期 （平成20年３月31日現在）			第14期 （平成21年３月31日現在）		
資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			20,633,688			10,011,133	
有価証券			－			5,000,000	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			61,332			63,907	
前払金			－			178,141	
未収委託者報酬			1,954,533			1,238,764	
未収運用受託報酬			1,158,119			602,757	
未収収益	＊１		302,947			90,537	
未収還付法人税等			－			1,166,190	
未収消費税等			－			144,192	
立替金	＊１		238,533			177,919	
預け金			823,248			－	
繰延税金資産			704,568			209,183	
流動資産計			25,876,998	84.4		18,882,753	87.7
固定資産							
無形固定資産			250,829			191,869	
ソフトウェア		250,134			191,175		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			4,533,977			2,445,678	
投資有価証券		2,597,580			1,184,859		
長期差入保証金		25,000			－		
繰延税金資産		1,835,253			1,254,574		
その他の投資等		76,144			6,245		
固定資産計			4,784,806	15.6		2,637,548	12.3
資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

期別		第13期 （平成20年３月31日現在）			第14期 （平成21年３月31日現在）		
負債の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			4,267			2,843	
未払金			750,440			480,304	
未払収益分配金		47			73		
未払償還金		72			72		
未払手数料		749,178			480,159		
その他未払金		1,141			－		
未払費用	＊１		4,190,487			1,526,624	
前受収益			－			958	
役員賞与引当金			27,830			15,617	
未払法人税等			1,756,244			－	
未払消費税等			85,903			－	
流動負債計			6,815,172	22.2		2,026,349	9.4
固定負債							
長期未払費用	＊１		3,872,907			2,269,841	
長期借入金	＊１		5,000,000			－	
役員退職慰労引当金			900,990			774,132	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			9,774,548	31.9		3,044,624	14.2
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			－			0	
特別法上の準備金計			－			0	0.0
負債合計			16,589,721	54.1		5,070,974	23.6

期別		第13期 （平成20年３月31日現在）			第14期 （平成21年３月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,246,898			15,550,494	
その他利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
繰越利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
株主資本合計			14,126,898	46.1		16,430,494	76.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		△54,814			18,832		
評価・換算差額等合計			△54,814	△0.2		18,832	0.1
純資産合計			14,072,083	45.9		16,449,327	76.4
負債・純資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

（２）【損益計算書】

期別				第13期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日			第14期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日		
科目			注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			19,434,127			13,274,586	
		運用受託報酬	＊２		5,956,464			4,433,223	
		その他営業収益	＊２		1,738,458			1,221,154	
		営業収益計			27,129,050	100.0		18,928,964	100.0
		営業費用							
		支払手数料			8,188,620			6,269,299	
		広告宣伝費			385,347			201,682	
		調査費			1,697,104			1,550,486	
		調査費		124			1		
		委託調査費	＊２	1,696,980			1,550,484		
		委託計算費			318,677			262,581	
		営業雑経費			805,905			667,778	
		通信費		299,260			264,744		
		印刷費		475,240			368,837		
		協会費		31,404			34,196		
		営業費用計			11,395,655	42.0		8,951,829	47.3
		一般管理費							
		給料			6,869,229			4,654,254	
		役員報酬		435,616			18,004		
		給料・手当		2,763,612			2,666,694		
		賞与		1,916,804			317,205		
		株式従業員報酬	＊1,2	527,516			334,490		
		その他の報酬		1,225,680			1,317,859		
		交際費			55,152			34,974	
		寄付金			4,959			21,140	
		旅費交通費			287,861			175,670	
		租税公課			88,876			37,041	
		不動産賃借料			474,054			476,823	
		退職給付費用			1,370,867			107,546	
		役員退職慰労引当金繰入額			226,617			—	
		役員賞与引当金繰入額			53,415			—	
		固定資産減価償却費			48,314			58,959	
		事務委託費			474,596			379,680	
		諸経費			795,655			570,468	
		一般管理費計			10,749,601	39.6		6,516,558	34.4
	営業利益				4,983,793	18.4		3,460,576	18.3

期別				第13期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日			第14期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日		
科目			注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益							
		有価証券分配金			78,024			—	
		受取利息			43,754			74,722	
		有価証券売却益			21			—	
		株式従業員報酬	＊1,2		464,384			758,109	
		役員退職慰労引当金戻入益			—			107,770	
		役員賞与引当金戻入益			—			630	
		雑益			648			100	
		営業外収益計			586,832	2.2		941,333	5.0
		営業外費用							
		支払利息	＊２		18,533			35,664	
		為替差損			119,113			85,114	
		投資有価証券売却損			—			406,355	
		雑損			—			2	
		営業外費用計			137,646	0.5		527,136	2.8
経常利益					5,432,980	20.0		3,874,773	20.5

期別			第13期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日			第14期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日		
科目		注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別損益の部	特別利益							
	特別利益計			－	0.0		－	0.0
	特別損失							
	投資有価証券評価減			－			189,050	
	金融商品取引責任準備金繰入額			－			0	
	特別損失計			－	0.0		189,051	1.0
税引前当期純利益				5,432,980	20.0		3,685,721	19.5
法人税、住民税及び事業税				3,074,404	11.3		356,586	1.9
法人税等調整額				△833,483	△3.1		1,025,538	5.4
当期純利益				3,192,059	11.8		2,303,596	12.2

（３）【株主資本等変動計算書】

第13期
（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成19年３月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						－	△55,217	△55,217	△55,217
事業年度中の変動額合計	－	－	－	3,192,059	3,192,059	3,192,059	△55,217	△55,217	3,136,841
平成20年３月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	△54,814	△54,814	14,072,083

第14期
（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成20年３月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	△54,814	△54,814	14,072,083
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,303,596	2,303,596	2,303,596			2,303,596
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						－	73,646	73,646	73,646
事業年度中の変動額合計	－	－	－	2,303,596	2,303,596	2,303,596	73,646	73,646	2,377,243
平成21年３月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327

重要な会計方針

区分	第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。	その他有価証券 同左
２．固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。	無形固定資産 同左
３．引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 ――――――	(1) 役員賞与引当金 同左 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 同左 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。

区分	第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

区分	第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。	――――
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。	――――
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。	――――
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。	――――
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。	――――

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 （平成20年３月31日現在）	第14期 （平成21年３月31日現在）
＊１　関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動資産 未収収益　384,791千円 立替金　55,413千円 流動負債 未払費用　123,493千円 固定負債 長期借入金　5,000,000千円 長期未払費用　426,847千円	＊１　関係会社項目 同左 流動資産 未収収益　98,024千円 立替金　77,798千円 流動負債 未払費用　217,717千円 固定負債 長期未払費用　86,468千円

（損益計算書関係）

第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
＊１ 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。	＊１ 株式従業員報酬 同左
＊２ 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	＊２ 関係会社項目 同左
営業収益 運用受託報酬 1,235,724千円 その他営業収益 1,738,458千円 営業費用 委託調査費 1,666,202千円 株式従業員報酬 114,904千円 営業外収益 株式従業員報酬 270,489千円 営業外費用 支払利息 18,533千円	営業収益 運用受託報酬 1,147,752千円 その他営業収益 1,221,154千円 営業費用 委託調査費 1,550,484千円 株式従業員報酬 10,698千円 営業外収益 株式従業員報酬 221,263千円 営業外費用 支払利息 35,664千円

（株主資本等変動計算書関係）

第13期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

１ 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

第14期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

１ 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

（退職給付関係）

第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
１ 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	１ 採用している退職給付制度の概要 同左
２ 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	２ 退職給付費用に関する事項 同左

（リース取引関係）

第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第13期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	2,690,000	2,597,580	△92,420

第14期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,008,026	1,039,779	31,752
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	145,079	145,079	－
合計		1,153,105	1,184,859	31,752

（注）当事業年度において、投資有価証券について、189,050千円減損処理を行っております。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
1,942,487	10,044	416,399

３．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
コマーシャル・ペーパー	5,000,000

４．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
コマーシャル・ペーパー	5,000,000	－	－	－

（デリバティブ取引関係）

第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 未払費用 505,417千円 未払事業税 121,258 その他 77,892 小計 704,568 長期未払費用 1,459,399 役員退職慰労引当金 289,736 その他 86,117 小計 1,835,253 2,539,821千円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） 未払費用 240,294千円 その他 50,980 小計 291,274 繰延税金負債（流動負債） 未収事業税 △82,091 小計 △82,091 繰延税金資産の純額 209,183 繰延税金資産（固定資産） 長期未払費用 827,893 役員退職慰労引当金 315,022 投資有価証券評価減 76,931 その他 47,648 小計 1,267,494 繰延税金負債（固定負債） その他有価証券評価差額金 △12,920 小計 △12,920 繰延税金資産の純額 1,254,574 1,463,757千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69 % （調整） 役員賞与等永久に損金に算入されない項目 △3.12 その他 △0.06 税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.49 %
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。
4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年４月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。	4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第13期
（自 平成19年４月１日
至 平成20年３月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	12,408百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	―	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注１） 株式従業員報酬（注１） 資金の借入（注２） 利息の支払（注２）	114,904 270,489 5,000,000 18,533	未払費用 長期借入金 長期未払費用	123,493 5,000,000 426,847
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	270百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	―	投資助言	運用受託報酬（注３） その他営業収益（注３） 委託調査費の支払（注３）	1,235,724 1,738,458 1,666,202	未収収益	384,791

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注２）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間２年としております。
なお担保は差し入れておりません。

（注３）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第13期
（自 平成19年４月１日
至 平成20年３月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	－	－	業務委託	支払手数料	496,038	未払手数料	47,322
								兼務従業員の人件費等の支払（注１）	1,121,058	未払費用	112,477
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100,000千円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	－	－	従業員出向受入等	出向者に関する人件費等の負担金（注２）		未払費用	2,991,784
								営業費用及び一般管理費	7,250,898	長期未払費用	3,342,911
								株式従業員報酬	170,066		
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	6,247百万ドル	証券業	－	－	現金の預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・Ⅱリミテッド	ケイマン諸島	25百万ドル	ゴールドマン・サックス・グループ人事業務受託	－	－	従業員出向受入	出向者に関する人件費等の負担金（注２）		未払費用	375,438
								営業費用及び一般管理費	548,135		
								株式従業員報酬	20,069		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下ＧＳＪＨ）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスⅡ・リミテッド（以下ＧＳ２Ｌ）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌより行われております。
但し、これらの費用はＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌに対する債務として処理しております。

第14期
（自 平成20年４月１日
至 平成21年３月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	25,762百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	―	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注１） 株式従業員報酬（注１） 資金の借入の償還（注２） 利息の支払（注２）	10,698 221,263 5,000,000 35,664	未払費用 長期未払費用 立替金	217,717 86,468 77,798
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	255百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	―	投資助言	運用受託報酬（注３） その他営業収益（注３） 委託調査費の支払（注３）	1,147,752 1,221,154 1,550,484	未収収益	98,024

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注２）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間２年としておりましたが、2009年１月に期限前返済を行いました。
なお担保は差し入れておりませんでした。

（注３）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第14期
（自 平成20年４月１日
至 平成21年３月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	－	－	業務委託 有価証券の購入	支払手数料 兼務従業員の人件費等の支払（注１） 受取利息	282,509 1,201,322 32,240	未払手数料 未払費用 有価証券 前受収益	28,275 73,184 5,000,000 958
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100,000千円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	－	－	従業員出向受入等	出向者に関する人件費等の負担金（注２） 営業費用及び一般管理費 株式従業員報酬	5,125,065 492,472	未払費用 長期未払費用	379,583 2,351,758
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・ＵＳＡ	アメリカ合衆国ユタ州	2百万ドル	銀行業	－	－	現金の預入	受取利息	41,779	現金・預金 未収収益	513,452 305
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・Ⅱリミテッド	ケイマン諸島	10百万ドル	ゴールドマン・サックス・グループ人事業務受託	－	－	従業員出向受入	出向者に関する人件費等の負担金（注２） 営業費用及び一般管理費 株式従業員報酬	△83,053 42,982	未払費用 長期未払費用	239,372 32,982

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下ＧＳＪＨ）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスⅡ・リミテッド（以下ＧＳ２Ｌ）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌより行われております。
但し、これらの費用はＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（１株当たり情報）

第13期 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）		第14期 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	
１株当たり純資産額	2,198,763円08銭	１株当たり純資産額	2,570,207円43銭
１株当たり当期純利益金額	498,759円23銭	１株当たり当期純利益金額	359,937円01銭
損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円	損益計算書上の当期純利益	2,303,596千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,192,059千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,303,596千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

次へ

１．中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記番号	第15期中間会計期間末（平成21年９月30日）	
		金額	構成比
（資産の部）		千円	%
Ⅰ 流動資産			
現金・預金		18,058,827	
支払委託金		25	
前払費用		29,198	
未収委託者報酬		1,438,473	
未収運用受託報酬		1,261,171	
未収収益		79,057	
立替金		174,080	
繰延税金資産		537,136	
流動資産計		21,577,970	89.4
Ⅱ 固定資産			
無形固定資産		162,483	
投資その他の資産			
投資有価証券		1,070,726	
繰延税金資産		1,319,259	
その他		6,828	
投資その他の資産計		2,396,813	
固定資産計		2,559,296	10.6
資産合計		24,137,267	100.0

区分	注記番号	第15期中間会計期間末（平成21年９月30日）	
		金額	構成比
（負債の部）		千円	%
Ⅰ 流動負債			
預り金		2,362	
未払金		532,059	
未払費用		2,466,690	
役員賞与引当金		55,998	
未払法人税等		783,676	
その他	＊１	63,434	
流動負債計		3,904,220	16.2
Ⅱ 固定負債			
長期未払費用		2,593,254	
役員退職慰労引当金		808,177	
その他固定負債		650	
固定負債計		3,402,082	14.1
Ⅲ 特別法上の準備金			
金融商品取引責任準備金		0	
特別法上の準備金計		0	
負債合計		7,306,304	30.3

区分	注記番号	第15期中間会計期間末（平成21年９月30日）	
		金額	構成比
（純資産の部）		千円	%
Ⅰ 株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		15,913,776	
利益剰余金合計		15,913,776	
株主資本合計		16,793,776	69.6
Ⅱ 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		37,186	
評価・換算差額等合計		37,186	0.2
純資産合計		16,830,963	69.7
負債・純資産合計		24,137,267	100.0

(2)中間損益計算書

区分	注記番号	第15期中間会計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日）	
		金額	百分比
		千円	%
Ⅰ 営業収益			
委託者報酬		5,869,707	
運用受託報酬		2,439,298	
その他営業収益		213,469	
営業収益計		8,522,475	100.0
Ⅱ 営業費用及び一般管理費	＊１	7,574,159	88.9
営業利益		948,315	11.1
Ⅲ 営業外収益	＊２	122,930	1.4
Ⅳ 営業外費用	＊３	473,332	5.6
経常利益		597,914	7.0
Ⅴ 特別利益		112,791	1.3
税引前中間純利益		710,706	8.3
法人税、住民税及び事業税		752,655	8.8
法人税等調整額		△405,230	△4.8
中間純利益		363,281	4.3

(3) 中間株主資本等変動計算書

第15期中間会計期間（自平成21年４月１日 至平成21年９月30日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
平成21年３月31日残高（千円）	490,000	390,000	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327
中間会計期間中の変動額							
中間純利益			363,281	363,281			363,281
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）					18,354	18,354	18,354
中間会計期間中の変動額合計（千円）	－	－	363,281	363,281	18,354	18,354	381,635
平成21年９月30日残高（千円）	490,000	390,000	15,913,776	16,793,776	37,186	37,186	16,830,963

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第15期中間会計期間 （自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日）
１．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。
３．引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
	役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。
	貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
	金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。
４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	株式報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。
	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注 記 事 項
（中間貸借対照表関係）

項目	第15期中間会計期間末 （平成21年９月30日）
＊１ 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第15期中間会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日）	
＊１減価償却実施額	無形固定資産	30,315千円
＊２営業外収益のうち主要なもの	投資有価証券売却益	60,336千円
	受取利息	38,413千円
	為替差益	23,681千円
＊３営業外費用のうち主要なもの	株式報酬	473,329千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第15期中間会計期間（自平成21年４月１日 至平成21年９月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,400	－	－	6,400
合計	6,400	－	－	6,400

（リース取引関係）

第15期中間会計期間（自平成21年４月１日 至平成21年９月30日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第15期中間会計期間末（平成21年９月30日）
その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
投資信託受益証券	1,008,026	1,070,726	62,699

（デリバティブ取引関係）

第15期中間会計期間（自平成21年４月１日 至平成21年９月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第15期中間会計期間 （自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日）	
１株当たり純資産額	2,629,837.97円
１株当たり中間純利益金額	56,762.67円

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

（１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎）

中間損益計算書上の中間純利益	363,281千円
１株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	363,281千円
差　額	―
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第15期中間会計期間（自平成21年４月１日 至平成21年９月30日）
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 本書提出日現在の前１年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

（2008年11月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（ＧＳＡＭニューヨーク）	255.1百万米ドル（24,372百万円。１米ドル＝95.54円）	ＧＳＡＭニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

（2009年３月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

（2009年３月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
スルガ銀行株式会社＊1	30,043百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	

＊１　Ａコースのみのお取扱いとなります。

２【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

ＧＳＡＭニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より信託財産の運用の指図に関する権限の委託を受けています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

３【資本関係】

(1) 投資顧問会社

ＧＳＡＭニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。ＧＳＡＭニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2009年7月3日	有価証券報告書
2009年7月3日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年５月13日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＡコース（為替ヘッジあり）の平成20年10月７日から平成21年４月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＡコース（為替ヘッジあり）の平成21年４月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成21年５月13日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＢコース（為替ヘッジなし）の平成20年10月７日から平成21年４月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＢコース（為替ヘッジなし）の平成21年４月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成20年６月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月11日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＡコース（為替ヘッジあり）の平成21年４月７日から平成21年10月５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＡコース（為替ヘッジあり）の平成21年10月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成21年11月11日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＢコース（為替ヘッジなし）の平成21年４月７日から平成21年10月５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンＢコース（為替ヘッジなし）の平成21年10月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成21年５月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月２日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。